

平成 29 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 3 6 |

平成 29 年 6 月 22 日 (木曜日)

総務委員会会議録

平成29年6月22日 木曜日

午前10時00分開議

午後 4時42分開議（実時間312分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第48号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分））
1. 議案第45号・専決処分の報告及びその承認について（八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
1. 議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例）
1. 議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
1. 議案第55号・八代市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について
1. 陳情第2号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について
1. 平成28年請願第7号・鉄道の安全・安定輸送及び地域を支える鉄道の発展を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況について）

（八代市公共施設等総合管理計画につい

て）

（市県民税の特別徴収税額決定通知（マイナンバー付）の誤送付について）

（八代市情報ネットワークの障害について）

（市町村合併検証報告書について）

（第2次八代市総合計画策定方針と基礎調査結果について）

（第3次行財政改革大綱策定について）

○本日の会議に出席した者

委員長	堀口晃君
副委員長	堀徹男君
委員	亀田英雄君
委員	鈴木田幸一君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	西濱和博君
委員	前川祥子君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	松村浩君
財政課長	尾崎行雄君
財政課公有財産運用推進係長	上村勝一君
理事兼市民税課長	碓塚康浩君
資産税課長	遠山光徳君
市民環境部長	國岡雄幸君
人権政策課長	澤田宗順君
市民活動政策課長	福本桂三君
企画振興部長	宮村明彦君
企画振興部政策調整審議員	坂口孝幸君

企画政策課長	田中孝君
理事兼情報政策課長	生田隆君
総務部長	水本和博君
総務部次長	丸山平之君
危機管理課長	南和治君
人事課長	白川健次君

○記録担当書記 岩崎和平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(堀口晃君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号(関係分)

○委員長(堀口晃君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等、及び歳出の第2款・総務費について、総務部より説明をお願いいたします。

○財務部長(岩本博文君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部、岩本でございます。本日も総務委員会、お世話になります。

きょう総務委員会に付託されました議案でございますけれども、まず、議案第42号の平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号の歳入、及び歳出での総務費を松村財務部次長、消防費を丸山総務部次長が説明をいたします。

また、事件議案で、予算の専決処分に係るもの、すなわち議案第48号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第11号の歳入を松村財務部次長が説明をいたします。

そのほか、議案第45号、第46号、第50号及び第51号の事件議案、並びに議案第55号の条例議案につきましては、関係各課長が説明をいたしますので、以後、よろしくお願いたします。

○財務部次長(松村浩君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の松村でございます。着座にて御説明差し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、別冊となっております議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第1号をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ18億8000万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ676億3650万円といたしております。

次に、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページの表で御説明します。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債限度額の変更を行うものでございます。

まず、児童福祉施設整備事業で、補正前の4570万円に6320万円を追加し、補正後の限度額を1億890万円としております。

同様に、次の学校整備事業では、1億6420万円に990万円を追加し、1億7410万円としております。

最後の災害復旧事業では、2億730万円に500万円を追加し、2億1230万円としております。

詳しい内容は、この後、歳入、款21・市債で御説明いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を御説明します。8ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、299万5000円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で140万円を計上しております。これは、集落活性化推進事業費補助金としまして、泉コミュニティセンターに煙感知器などの消防設備や、非常用照明の設置に対する補助金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金の350万円は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として、熊本地震被災者の見守りや、相談支援等を行う専門員を配置した相談窓口の設置に対して補助されるものでございます。次の節2・児童福祉費補助金に1億4602万5000円を計上しております。このうち、子ども・子育て支援整備交付金1282万5000円は、ひかり第2、第3児童クラブの移転、改築等に要する経費に対するの補助金でございます。次の保育所等整備交付金1億3320万円は、私立保育所ひので保育園の老朽化に伴います園舎改築に対する補助金でございます。

次に、目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金の民間建築物耐震化促進事業補助金に73万円を計上しております。これは、当初予算に計上しておりました民間建築物耐震化促進事業におきまして、耐震診断と耐震改修を国庫補助金2分の1を活用して実施する予定としておりましたが、国において補助制度等の見直しが行われたことから、耐震診断については、耐

震診断に合わせて改修設計までを補助対象に拡充し、補助率はこれまでと同じく2分の1、また、耐震改修については、補助率が当初予算の2分の1から23%に変更され、さらに、今回建てかえ工事とシェルター整備が、新たに補助率2分の1の補助対象となりましたことから、当初予算に計上しておりましたこの事業全体に対する補助金266万円と、事業内容見直し後の補助金額339万円との差額を73万円計上いたしましたところでございます。

次、9ページをお願いいたします。

項3・委託金、目4・教育費委託金、節1・小学校費委託金38万円は、植柳小学校が、国の教育課程研究指定校に委嘱されましたので、伝統文化教育について、教育課程及び指導方法の調査研究を行い、学校における学習指導の改善充実と教育課程の基準の改善につなげるために委託されたものでございます。

次に、款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節4・災害救助費負担金538万8000円は、熊本地震による災害救助法の規定に基づき実施する、住宅応急修理事業の申請件数の増加に伴う不足分12件に対するものでございます。

次に、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、熊本地震復興基金交付金5954万円を計上しています。この熊本地震復興基金交付金とは、昨年12月に、国から県に対して、特別交付税として熊本地震復興基金の設置に要する経費として措置されたもので、県において、被災市町村が実施する事業を中心に、財政負担の軽減を図るため、基金活用事業のルールを定めて配分することとなっているものでございます。

その活用事業でございますが、市町村が実施するものとしましては、被災者の生活支援として、復興支援ボランティア連携支援事業のほか6事業、被災宅地の復旧支援として、被災宅地

復旧支援事業の1事業、防災安全対策として、生活再建住宅支援事業など2事業、公共施設等の復旧支援として、農家の自力復旧支援事業など3事業、地域コミュニティ施設の復旧支援として、自治公民館再建支援事業など6事業が、現在実施されているところでございます。本市におきましても、該当する事業について積極的に取り組むよう各課に周知をしたところでございます。

そこで、今回の補正の内容でございますが、4つの事業に、この補助金を活用しております。まず、被災者等が宅地復旧工事を行う被災宅地復旧支援事業に3023万円、先ほど国庫支出金で説明しました民間建築物耐震化促進事業に631万円、農地を農家みずから復旧する農家の自力復旧支援事業に2118万円、認可地縁団体以外の町内会が自治公民館の復旧を行う公民館施設整備事業に182万円でございます。

次の、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金320万6000円は、先ほど国庫補助金で説明しました、ひかり第2、第3児童クラブの移転改築等に対する県負担分6分の1の放課後児童クラブ整備費補助金でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では15億6845万4000円を計上しております。

まず、強い農業づくり交付金事業補助金14億8268万7000円は、八代地域農業協同組合ほか3団体が主体となって導入します、トマトの低コスト耐候性ハウス68棟分の整備に対する補助と、株式会社山田ファームが、レタスの集出荷貯蔵施設を整備します経費に対する補助でございます。

次の経営体育成支援事業補助金5577万9000円は、人・農地プランに位置づけられている中心経営体が融資機関からの融資を受け

て、農業用機械、施設等を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援する融資主体型補助事業に取り組みます2地区19経営体に対する補助4327万9000円と、経営規模が小規模や零細な地域において、意欲ある経営体を育成するために、共同利用機械等の導入を支援する条件不利地域型補助事業に取り組みます1経営体に対する補助1250万円でございます。

10ページをお願いします。

右端の説明欄、攻めの園芸生産対策事業費補助金で2908万8000円を計上しています。これは、気候温暖化や燃油、資材等の価格高騰といった厳しい状況下で、産地間競争に打ち勝つ園芸産地の維持発展を図るために、農業施設、機械、基盤整備等に対して補助されるもので、今回の内容は、八代地域農業協同組合がトマトやミニトマトを対象に、自動内張り開閉装置や炭酸ガス発生装置などの導入を行うものでございます。

次の学校給食支援等事業補助金90万円は、学校給食における地産地消を推進するため、地域内食材を初めとした県産食材の流通システムモデルづくりに資する活動に対する補助でございます。

続きまして、項3・委託金、目1・総務費委託金、節1・総務管理費委託金で37万6000円を計上しておりますが、これは、いっそDEフェスタにおける講演会の開催などの経費に対する人権啓発活動委託事業委託金でございます。

次の目6・教育費委託金、節1・小学校費委託金30万円は、小学校運動部活動の社会体育移行における課題を解決するために、意識啓発やPR活動を行う児童生徒のスポーツ環境整備モデル事業委託金でございます。

次に、款17・寄附金、項1・寄附金、目4・教育費寄附金、節6・社会体育費寄附金で5

0万円を計上しております。これは、ことしの5月8日に、一般社団法人八代弘済会様から、スポーツの振興に役立ててほしいとの意向から寄附があったもので、屋外で行うニュースポーツ大会などで使用するポータブルアンプの購入などに活用するものでございます。

11ページをお願いします。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目6、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金320万6000円は、国、県支出金で御説明しました、ひかり第2、第3児童クラブの整備に活用するものでございます。

次に、款20・諸収入、項4、目5、節8・雑入の自治総合センターコミュニティ助成事業助成金に590万円を計上しております。これは、植柳校区住民自治協議会が、コミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への助成金250万円と、龍峯校区まちづくり協議会が、地域住民のまちづくり交流活動やコミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への助成金250万円、また消防団にLEDバルーン投光器2台を配備する経費への助成金90万円でございます。

続きまして、款21、項1・市債、目2・民生債、節1・児童福祉債の6320万円は、ひので保育園の園舎改築に係るもので、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率95%を乗じたもので、合併特例債を予定しております。

次の目8・教育債、節4・特別支援学校債で990万円を計上しておりますが、これは特別支援学校のスクールバス購入に係るもので、事業費に95%を乗じたもので、同じく合併特例債を予定しています。

12ページをお願いします。

目9・災害復旧債、節1・その他公共・公用施設災害復旧債に500万円を計上しています。これは、熊本地震により被災した認可地縁

団体が管理運営する自治公民館の復旧に係る経費に対して、充当率100%の一般単独災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明いたします。13ページをお願いします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費で、自治総合センターコミュニティ助成事業として500万円を計上しております。内訳は、植柳校区住民自治協議会が、国の無形民俗文化財に選択された植柳盆踊りの踊り手を継承していくために、子供たちが着用するはっぴや、ふるさと祭りなどのイベントで使用するテントや音響機器等を整備する経費に対する補助金250万円と、龍峯校区まちづくり協議会がイベント等で使用するテントや屋外用放送設備機器等の整備に対する補助金250万円でございます。

次に、目8・人権啓発費で37万6000円を計上しております。これは男女共同参画啓発事業として、法務省の人権啓発活動地方委託事業において、県から市への再委託の申し入れを受けたことから、補正するものでございます。

この事業は、当初予算に計上しております、いっそDEフェスタの事業内容充実を図るもので、男女共同参画の啓発効果を高めるために、集客力のある講師による講演会の開催や広報用ポスターの作成などに伴う委託料でございます。特定財源は、全額県からの委託金でございます。

次に、目9・コミュニティセンター費で280万円を計上しております。これは、コミュニティセンター施設整備事業としまして、本年4月から開設しています泉コミュニティセンターの用途区分が、学校施設から集会所へ変更されたことにより、法令上設置が義務となります煙感知器や屋内誘導灯が、現在の数では不足することから、基準を満たすための台数を設置する

ことに合わせまして、当該施設が第1次避難所に指定されていますことから、非常用照明の設置に要するものでございます。

なお、特定財源としまして、国庫支出金を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 9ページ、歳入の9ページですね、地震に対する、下のほうですね、款15の県支出金、いろんな地震の事業が行われつつの中で、これだけという話なんです、地震の事業の総額の中で、どのくらいの割合を占めるものなのか、というのわかりますか。いろんな事業ば言いなつたすよね。で、この事業に充てられるという話、県の補助は、今行っている事業に対してどのくらいの割合で補助金があるものなのか。そして、まだいろんな継続のある中で、いろんな事業を、地震に対する被害の工事をされている中でですよ、この補助金というのが、単年度のものなのか、継続して来るものなのか、その辺の考え方も、ちょっとお知らせください。

○財務部次長（松村 浩君） 今回の補正、9ページにあります熊本地震復興基金交付金のことだというふうに思いますけども、一応この補助率につきましては、ほとんどの事業については、大体10分の10がほとんどでございますが、中には、ここに記載がありますとおり、10分の5の補助だったり、10分の7.7というような補助もありますので、その事業によりましては、財源の補填される分は変わってくるかと思いますが、多くの部分が、この交付金で、私どもも非常に助かっている部分だと思います。

また、この交付金につきましては、先ほど言いましたように、今回510億円という、国から県のほうに来ましたけども、これを活用して、被災自治体の支援に当たるということで、県の説明では、おおむね、これから10年間あたりをめぐりに、この基金を活用していきたいということで伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） 先ほどいろんな事業をしているという話ばされなつたすよね。その資料をちょっといただけんかなと。後でもよございすけん。

○財務部次長（松村 浩君） 後ほど、詳しい資料がございますので、そちらのほうを委員の皆様様に配付させていただければと思います。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。では、よろしく願いいたします。

○委員（亀田英雄君） よろしく願いします。

それと、もう一つですね、11ページ、市債の部分、合併特例債という説明だったんですが、保育園の整備事業も合併特例債を充てたつとかなというような気もしましたし、特別支援学校のスクールバス購入事業、これも、何かほかの、それは、財源は財政の専権でしょうが、ほかの何かなかったつとかなと、いろいろあったでしょうが、何か目的に、何ですか、何か…。私、自信のあつて言うたじゃなかですばつてん、ふるさと納税か、あんなのに何かあつたような気のすつとですが、合併特例債で、何かちょっと違和感というかですたい、合併特例債をされた根拠と考え方について、ちょっとお知らせください。

○財政課長（尾崎行雄君） バスの購入につきましてはですね、従来から有利な起債を活用させていただいておりまして、過疎地域においては過疎債を活用するようにしておりますし、今回の分については、合併特例債を活用させてい

いただきました。

あとですね、委員がおっしゃっている子ども児童クラブですね、こちらのほうとの関係なんですけど、そちらのほうも合併特例債を活用できるんですけども、今回につきましてはですね、ふるさと納税の寄附金で、活用目的として、子供の未来づくりということで使えることから、そちらのほうを活用させていただいております。

今後のですね、できれば、合併特例債とか起債を活用するのではなくてですね、このふるさと納税がですね、もし、もっと寄附をいただけるようであれば、できるだけ起債はしないようにして、そちらのほうを活用できればというふうには考えております。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

両方特例債で聞いたもんですけん、それは私の間違いだっただんかなと。まあ、いいです。

今、財源の持ち方についてはですね、十分検討させていただきようお願いしますときます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（中村和美君） 関連ですけど、スクールバス、これは大体何年ぐらいで買いかえるのかと、この990万という、普通のスクールバスじゃないかと思いますが、リフトとか何か、障害のはついているんでしょうか、その状況。

○財政課長（尾崎行雄君） おおむね耐用年数としては15年程度なんですけども、実際は、その程度に応じましてですね、もっと長く使われているところもあるようです。

今回のですね、支援学校用のは、特別仕様でございまして、車椅子につきましては、後部がですね、観音開きになるようなドアを、特別仕様でつけまして、それにですね、パワーリフトというリフトでですね、電動のリフトで上げまして、乗れるというような形の仕様になってお

ります。

あと、子供たちが歩いて乗られる部分についてもですね、低床のステップが電動で出てくるような形の特仕仕様になっております。（「1台」と呼ぶ者あり）ええ、1台だけです。

済みません、1台というか、車椅子は2台まで、今回乗れるようになっております。バスが1台です。

○委員（中村和美君） 要望です。

そういう特殊機械操作というのがありますので、十分注意してですね、ゆっくり操作していただくようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 関連です。今、1台ということで、それと、合併特例債の考え方も理解はしとつところですけども、特別支援学校のスクールバス関係というのは、非常に、今耐用年数でという話があったんですが、耐用年数以上に働きよるすよね、実際。いろいろと御相談があるときにですね、もう耐用年数はかなり過ぎてということで、建てかえするときも、見に行ったときは、かなり老朽化しとつて、まだ、そのときはリフトつきが1台ぐらい入ったばかりだったかな。また、今、中村委員からあったように、かなり機械操作関係で、あと故障とか、そういうので大変危惧されとつようなところもあったので、子供の未来づくり云々というのは、ふるさと納税の中に入つとつということでしたから、前向きに活用していく意向があられるのか、あられないのかだけ確認できますか、今後。答えられる範囲で結構です。

○財務部次長（松村 浩君） 特別支援学校の車につきましては、今、委員おっしゃいましたが、大体、先ほど耐用年数が15年ぐらいというふうに申し上げましたが、今、手持ちの分で、一番長いのが、大体14年ということで、今からだんだん、先ほどの15年に近づいてきて、買いかえ等が必要になっているかと思

いますけども、十分その辺は、現在持っている車の状況等も判断しまして、当然事故が起きないように、計画的な買いかえ等を検討していきたいというふうに思います。

○委員（成松由紀夫君） 今、行政が言いよなる15年というとはですね、現場とはかけ離れとつとですよ。現場じゃあ、見に行けば、ああ、これは明らかに古いですねというような状況で、15年で、今最高が14年で買いかえよつとですよというあれはわかつとですけど、実際は、あれ、10年どうなんだろうというところもあるので、そこは、しっかり現場を見てからですね、現状に応じて対応していただきたいというふうに思います。

あと2点、10ページですけども、人権啓発活動委託、いっそDEフェスタの、これ、講演料っておっしゃったんですかね、37万。その中身をちょっと、どういった内訳かというのと、あと、いっそDEフェスタの実行委員会的なところの団体名も、どういったところが入っておるのかちゅうのを、ちょっと教えてもらっていいですかというのが1点と、それと、八代弘済会から寄附を50万、社会体育費寄附金があるんですが、ちょっと中身について、少し詳しく教えてもらえれば。その2点です。

○人権政策課長（澤田宗順君） 人権政策課の澤田です。

このいっそDEフェスタにつきましては、当初予算で80万、予算を認めていただいておりました、先ほど説明がありましたけれども、この予算の中で、講演会等の充実をするために、国のほうの委託事業を使って、37万6000円を充てて実施するというものです。

充てる内容につきましては、講師経費を当初20万で予定しておりますけども、それに約25万充てまして、45万での講演会を予定しているところです。

そのほかには、ポスターのチラシ、つくりま

すけれども、それを充実させるということで、それに約2万7000円。それから、看板等の設置、周知啓発を図るためですけども、8万4000円。それから、託児委託料、託児委託をしますが、その分を充実させるためにプラス1万5000円ということで、合計の37万6000円を充てるという予定にしております。

それから、委託先につきましては、いっそDEフェスタ実行委員会を設置しております。その母体につきましては、八代市男女共同参画八代ネットワーク、八代社会づくりネットワーク、通称八代未来ネットということをおっしゃりますが、そのこの団体を中心に実行委員会を構成して、実施をしているというところです。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 弘済会。

○財務部次長（松村 浩君） 2点目にお尋ねの寄附金の50万円でございますけども、こちらは、寄附金の使途の内容でよろしいんですが。（委員成松由紀夫君「はい、そうです」と呼ぶ）一応、今回スポーツ振興のためにということで、スポーツ振興課のほうからございましたのが、一応屋外で使うためのワイヤレスアンブとかチューナー関係ですね。基本的なワイヤレスを使うための機器一式と、カセットボンベ発電機、要は電源がなくても、カセットボンベを入れると、電気を起こすというような機械があります。それを合わせまして50万円ということで、それ以外はございません。

○委員（成松由紀夫君） まずは、弘済会のこういった寄附金はありがたいですね。いろいろ、体協も含めてですが、スポ振等々と、いろいろ大会関係があるときに、ワイヤレスアンブとか、イベントのときはですね、大活躍なんですよね。八代巡業のときもそうだったんですが、各種大会で参加するときに、新たなやつが来ていると、担当の職員の方がさっと来られてやられるんですけど、こういったのは、非常

に、また大事に使っていただきたいなというのと、いっそDEフェスタの80万、当初で上がとったですよ。37万プラスで、これは人権啓発のことは、大いに推進していかないかんとですが、いかんとですけども、その25万かな、25万上がった、その講演会というのは、講師の方の謝礼の部分が上がったのか、どの部分が上がってのプラスアルファなんですかね。

いやいや、さっき言われた25万プラスされたんでしょ、この37万の中から。だから、その部分の膨らんだ理由ですよ。

○人権政策課長（澤田宗順君） 当初では、講師謝礼を約20万見ておりました。今回、規模拡充といいますか、充実をさせるために、特に集客力が見込める講師を選んでいきたいということで、そうなりますと、どうしても講師謝金が上がります。ということで、約25万をこれに充てまして、約45万程度の予算で、講師謝礼を組みたいというふうに考えております。

○委員（成松由紀夫君） その講師の方は、例えば、具体的に、わかっているんですよ、簡単に言えば、よりビッグネームの方で集まるよなということ、芸能人の方なのか、何なのか、専門有識者の方だとは思いますが、どういったふうに考えておられるんですかね。例えば、八代市外の方ですか、その講師の方を、今考えているイメージは。イメージでよろしいので。

○人権政策課長（澤田宗順君） 具体的には、これからですね、実行委員会をつくって、内容を詰めてまいりますけれども、例えば、去年は料理研究家のコウケンテツさんに来ていただいております。今回充当する部分では、26年度にやっておりますけども、そのときには、東京大学大学院の教授で瀬地山さんという方を講師にお願いをしておるということになっております。ですので、市外の方ということになります。

○委員（成松由紀夫君） 了解しました。

人権啓発については、より有識者で、少し、いろいろな風をですね、外から八代に入れるような方をお願いしときたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（前川祥子君） 2つの事業でお聞きしたいことがあります、まず、1つ目ですけども、学校給食支援等事業補助金ですね、これは、食育推進員育成事業という形になっていると思いますが、全て講師も謝礼も、旅費、消耗費、それから、会場費とか、いろいろ全部金額が決まっているようですけども、日程、それから、会場の場所、それから、対象となる参加者ですね、それから、入り込み客数といった、その見込みというものも、もう予定というか、考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） 前川委員、ごめん。今、成松委員も、中村委員も、私も、今進めてきているところなんです、歳入というふうなところの中での話を聞いて、歳出の部分での詳しい話は、それぞれの委員会で、今やっているんで、よかったら、その学校給食事業補助金の90万円の入り方とかいった、歳入に関するところの質問をしていただければ、非常にありがたいんですが、済みません。

○委員（前川祥子君） わかりました。

もう入り方は、じゃあ、結構です、ここは。

じゃあ、もう一つ、先ほど聞かれたのはよかったですかね。熊本地震復旧基金の、これはよろしいですか、活用という形では。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（前川祥子君） このところで、総事業の内容ですね、これは、活用する中で、市のほうで決められる内容なんですか。例えば、この畦畔の復旧とかブロック積みとか、こ

れは、財政のほうではわからないんですか。

○財務部次長（松村 浩君） 一応、先ほど資料請求がありましたけれども、こちらのほうで、それぞれの事業ごとに、補助要綱ということで、県のほうで基準が細かく決められておりますので、そちらに該当する部分については、この公金が使えらる。それ以外に、市が拡充しようというふうに思うならば、その分は、市のお金でなくてはいけないということになります。ですので、あくまでも、国がそれぞれの自治体が、今後こういったのが必要でしょうということを、いろいろ話を聞いた上で、事業を決定されていかれますので、あくまでも、持っている基金の範囲内で、県もしなければいけないというのがありますので、その範囲をどこまで持っていくかというのは、当然県への要望とかもできるかもしれませんが、現時点では、決まっているやつ、決まっている内容で行っているというところがございます。

○委員（前川祥子君） 決まってるとおっしゃるのは、国が指示するというか、その該当する中で決まっている、それとも県の中で決まっている。

○財務部次長（松村 浩君） 一応、用途につきましては、県のほうに任せられておりますので、県のほうで決めるということですので、市町村の意見を聞いて決めていただいているというふうに思っております。

○委員（前川祥子君） 市町村からの意見を聞く、要するに要望という形で上がったものに対して、その補助を事業化するというところでよろしいんですか。

○財務部次長（松村 浩君） はい、全てがそうだと思いますけれども、そういった事業もしていただけるというふうに思っております。

（委員前川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありません

か。

○委員（西濱和博君） 歳入の放課後児童クラブの整備費についてお尋ねします。

資料の8ページには、国の交付金、率3分の2、そして、9ページの下から2番目には、県の補助金として6分の1という表記がございますが、これのスキームは、補助率のスキームは基準に従ってるものでしょうか。

○財務部次長（松村 浩君） こちらの補助金につきましては、国の基準に沿っての補助で出しております。

○委員（西濱和博君） 承知しました。

放課後児童クラブの関係で、ちょっと関連質問させていただきたいというふうに思います。

これは、今御答弁にありましたように、定められた基準に、スキームにのっとっているということで、当たり前のこととございますが、一方では、国、県、子ども・子育て政策、国策、市のほうも計画をつくってお取り組みと思うんですけれども、通年通した、各放課後児童クラブの運営費に対する国、県の補助のあり方については、国はルールのとおり出すと言っている。でも、熊本県は熊本方式というのを、独自につくって、従来、ここ何年も、いわゆる本来もらえるお金がもらえないまま推移しているというのは、非常に大きな課題だというふうに思っております。

これについては、県のスタンスは変わらないということで、現実的には、八代市も困っておられる。運営されている放課後児童クラブさんも困っておられる。とりわけ、小規模は顕著な課題を抱えていらっしゃる、私、認識しているんですけども、そこでですね、私、厚生労働省のほうに直接聞きましたら、県がそういうふうに一定のルールしか出さないにしても、やり方としては、市さえよければ、国は一定のルールの金額を出してもいいという、やぶさかでないというような見解も示していらっしゃいます

ので、ここは、県のほう、あるいは厚労省と調整していただいでですね、県は出さないにしても、国と市が出せれば、今よりも対応が、運営がよくなるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の課題としてですね、県との調整をお願いしたいというふうに思いますが、御見解、いかがでしょうか。

○財務部次長（松村 浩君） この件に関しましては、さきの委員会でも御指摘をいただいたところというふうに思っております。

一応、担当課でありますこども未来課のほうには、前回もその旨お伝えしたところではございますけれども、今回、そういった厚労省の御意見があるということでもありますので、また、その件につきましても、こども未来課のほうには伝えまして、今後多くの補助金が出せるようにしていければというふうに思います。

○委員（西濱和博君） 関連の質問でしたけど、そのようなお取り組みをしていただけるといことで、非常に期待しておりますので、次長さんも、この件はよくよく御存じでいらっしゃると思いますので、引き続き、前向きをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（堀口 晃君） ほかにございせんか。

○委員（堀 徹男君） 自治総合センターのコミュニティ助成事業という、済みません、11ページですね、諸収入の。ありがたい助成金だとは思いますが、これは手挙げ方式で申請をすと思うんですけど、何というかな、成功率というか、例えば、何件言って、毎年コンスタントにこれぐらいの率で500万程度のね、助成金必ず、――必ずじゃないですけど、もらえてるもんなんでしょう。どれぐらい、確率。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。

委員お尋ねの件でございますが、確率と申しますか、実績だけ確認ができますので、お伝え

いたしますと、同じように、去年は2件ございます。大還の自治会と通町の町内会、27年度も2件、同じく26年度も2件というふうに、ここ最近では、3年間2件ずつは採択いただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 今、お答えいただいたように、企画が、この窓口でされてると思うんですけど、実際、現場の、何ですかね、受け取られるところって、市民活動政策課だと思うんですよ、事業に当たるところは。そこの、何というかな、自治協議会とかに対するですね、広報の仕方って、どうなってるのかな。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 市民活動政策課、福本です。

地域協議会に対しましては、大体8月がめどになって、締め切りの基準になっておりますので、8月までにですね、各地域協議会のほうに周知をしまして、来年度分についても、ことしの8月が期限となっておりますので、もう既に、各地域審議会のほうには周知しております。

その結果、手挙げ方式と、先ほど言われましたけれども、希望されるところを、うちのほうが見つないで、企画のほうに、また申請をしていくということにしております。

以上です。（委員堀徹男君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほかに、ありませんか。

○委員（前川祥子君） 民生費のところの市立保育所施設整備事業ですね、これが。

○委員長（堀口 晃君） 何ページかな。

○委員（前川祥子君） 11ページ、6320万、よろしいですか。合併特例債を使われるということだったんですけども、これはどういった理由から合併特例債を使うということになっているのでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） さっき聞いたごたるばってんが、もう一回改めてということで。

○財政課長（尾崎行雄君） 補助の裏の財源としてですね、有利な財源として合併特例債を活用させていただきました。（「ふるさと納税の分も説明しとったほうがいい。こども未来のあれでしょう」と呼ぶ者あり）ああ、未来づくりなんですけども、こちらの金額が、今6320万ということで、補助の裏財源のですね、対象事業費が6660万の95%で6320万になったんですけども、今のところ、ふるさと納税のほうもですね、まだ実績として、そこまで寄附が集まっていない状況でございまして、将来的にはですね、5つの目的があるふるさと納税のですね、活用事業があるんですけども、それらにですね、潤沢にですね、財源として充てられるようにですね、ふるさと納税寄附金が集まればいいんですけども、現在の実績としては、この6320万に充ててしまうと、もう残りがわずかになってしまう関係でですね、今回は有利な起債のほうを活用させていただいております。

○委員（前川祥子君） ちょっと、今、はっきり私、隣から話が聞こえてわからなかったんですけど、合併特例債を使うということで、ふるさと納税は、ちょっとごめんなさい、今、ごちゃごちゃってなって、もう一度いいですか。

○財政課長（尾崎行雄君） 一般的には、補助の裏財源としまして、有利な起債を活用すると。今回の事業につきましては、合併特例債が最も有利な財源ということで、合併特例債を活用させていただくことに、今しております。

ただ、ふるさと納税との関係はですね、ふるさと納税がもっとたくさんですね、今よりも集まってくるようになればですね、有利な起債よりも、そちらのふるさと納税寄附金を活用したほうが、借金もふやす必要がありませんので、将来的には、もしふるさと納税がたくさん集ま

るようであれば、起債をせずに、ふるさと納税を活用できたらいいなという希望は持っております、ということなんですけど、よろしいでしょうか。

○委員（前川祥子君） わかりました。

ふるさと納税のことはお聞きしてなかったものですから。なぜ合併特例債かというところだったもので、ちょっとごちゃごちゃしましたけど、よくわかりました。ありがとうございます。

○委員（亀田英雄君） ちょっと話を聞いて、考えとったんですけど、ふるさと納税を促すためにもですよ、これは、ふるさと納税を使って購入したバスなんですと、財源として裏づければですたい、車にも書かれるじゃなかですか。もっといっぱい集まればという話も理解でくつとですが、目安がどの辺かということもわからずですよ、ある程度利用できるもので、その目的に達すればですよ、かえって、財源に充てて、しっかりアピールしたほうが、ふるさと納税を喚起するようなあれになると思うんですけど、その辺の考え方については、いかがですか。

○財政課長（尾崎行雄君） 市外の方から、たくさんふるさと納税をしていただくことですね、八代のいろんな事業に活用できる関係で、できるだけ、私どもは市外の方々にですね、八代にふるさと納税をしていただけるような啓発を、今検討しております、市内のバスを走らせることですね、こういうバスに活用してますというのをですね、市外の方に、そういう形でアピールしていければいいんですけども、何と申しますか、できるだけ市外の方にですね。

○委員（亀田英雄君） それはもう考え方の問題と思うとですよ。八代市から市外に出ている方、いっぱいおるとですから、八代市から、これはしたんですよと、その家族に呼びかけてもらえればですたい、来ることも考えら

れるし、その辺の啓発のやり方では、そのようなやり方でも来る可能性はあるというふうには、私は思いますがね。また、いろんなことを検討されてください。

○委員長（堀口 晃君） 今の、ネットに関しても、バスに書いた、ふるさと納税活用バスというようなことを書いてから、ネットに、こうやって活用させていただきましたという広報活動はできる話だろうと思うんです。

○財政課長（尾崎行雄君） 今、委員長がおっしゃったように、そのようなことですね、何に活用したかというのをですね、一応御報告するようにはですね、しております、そういった形で、対外的にはですね、啓発を進めていきたいというふうに思っております。

○委員（中村和美君） だから、お礼を3割ぐらいするのでしょうか、ふるさと納税の。そのときに、そういうのに活用しとりますというのを、一緒に出せばよかたいな。このようにして、八代では、皆さん方のふるさと納税を活用しておりますと、二、三例書いて、ありがとうございます、また、今後よろしく願い申し上げますと、書けばよかつじゃないかなと、私は思います。

以上です。もう、よか、要望で。

○委員長（堀口 晃君） 要望でよかですか。

ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点、お願いというか、ふるさと納税という言葉がですね、誤解を非常に、この間招く事件がありましたよね。それは寄附なんだということですね、必ず一筆、どこかに知らせるものをしないと、耳だけで聞くと、納税という言葉はですよ、税金を払ってるんだということにしか、素人って聞こえないですよね。そこは1点、ちょっとふるさと納税というのを進めていかれる中ではですね、ひとつお願いをしておきたい部分と、それと、さっきからずっと出てるんですけど、市立

保育所に対する合併特例債の活用は、起債の対象となる事業だったんですかということですね、もう一回聞いていいですか。非常に、合併特例債というのは、起債の対象となる事業が制約があったと思うんですよね。市立保育所の放課後何とかばすつとにですよ、それも起債の対象事業となり得る事業だったのかというのを聞きたいんです。

○財政課長（尾崎行雄君） 起債の対象になっております。（委員堀徹男君「そう言っていただければいいんです、さっきから」と呼ぶ）申しわけございません。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 範疇が、もっと狭いと思ってたもんですから、これに活用ができるということであればですよ、初めて聞いたような気がするもんですからね。

○委員長（堀口 晃君） いいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で、歳入等、及び第2款・総務費について終了いたします。

引き続き、第8款・消防費について、総務部より説明をお願いいたします。

○総務部長（水本和博君） 総務部長の水本でございます。おはようございます。（「おようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号のうち、消防費関係につきまして御説明を申し上げます。

説明は、総務部丸山次長より説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○総務部次長（丸山平之君） おはようございます。（「おようございます」と呼ぶ者あり）

総務部の丸山です。それでは、着座にて説明させていただきます。

平成29年度八代市一般会計補正予算書の第1号の16ページをお開きください。

款8・消防費、項1・消防費、目2・非常備消防費で、補正前の3億1159万3000円に90万円を増額し、補正後の額を3億1249万3000円としております。これは消防団整備事業として、消防団員の装備の充実と安全確保を図るため、今回LEDバルーン投光器2台を、八代市消防団八代方面隊に配備するものです。

一般財団法人自治総合センターに、平成29年度コミュニティ助成事業で申請し、交付決定があったことから、今回補正をお願いするものです。

補正の額の財源内訳は、歳入で説明がありましたが、特定財源に90万円を上げております。

以上、審議方、よろしくお願いたします。

○委員長（堀口 晃君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案どおり可決されました。

◎議案第48号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分））

○委員長（堀口 晃君） 次に、事件議案の審査に入りたいと思います。

まず、議案第48号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（松村 浩君） それでは、引き続きまして、座らせていただき、説明をさせていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。議案書、厚いほうになります。よろしいでしょうか。

議案第48号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成28年度八代市一般会計補正予算書・第11号で、3月定例会後に、繰越明許費の廃止、並びに起債限度額の変更などを行う必要から、平成29年3月31日に専決処分を行ったものでございます。総務委員会付託分につきまして説明します。

それでは、25ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ117万3000円を減額し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ713億9482万7000円といたしております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、27ページの表で御説明します。

それでは、27ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正の廃止でございますが、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の熊本地震被災農地復旧補助金事業で117万3000円の廃止を行っておりますが、これは、平成28年度12月補正で予算

化し、3月補正で全額を繰越明許費として設定を行い、29年度に繰り越して実施する予定としておりましたが、県において熊本地震災害復興基金を活用した同種のメニュー事業が実施されることに伴い、今回の6月補正予算に事業費の組み替えを行いましたので、事業費の減額に合わせて、この繰越明許費を廃止するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、1の変更で、ごみ処理施設整備事業、街路整備事業、災害復旧事業におきまして、限度額をそれぞれ増額いたしております。詳しい内容は、後ほど、歳入、款21・市債で説明をいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。31ページをお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で15億408万5000円を減額しております。これは特別交付税において、普通交付税の算定にない個別の財政需要として、当初予算に計上していました12億円に、熊本地震などによる災害関係分22億5166万円を追加し、最終見込み額を34億5166万円としておりましたが、全国で発生しました災害などを踏まえた結果、国から本市への配分額が、最終的に17億9774万6000円となりましたので、不足分の16億5391万4000円を減額するとともに、普通交付税を今回の補正財源の調整として1億4982万9000円増額することで、地方交付税全体では15億408万5000円の減額となっております。

この件につきましては、一般質問でもお答えしましたように、大規模災害に係る予算計上の方法につきましては、安易に特別交付税に頼ることなく、確実な財源で措置できるよう、他自治体も参考に研究をしております。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助

金、目3・衛生費国庫補助金、節2・生活環境費補助金で6407万6000円を減額しております。これは環境センター建設に係る循環型社会形成推進交付金の補助金が、申請額を下回って交付決定されたことから減額するものです。なお、減額に対する財源措置は市債で対応しております。

次の目4・土木費国庫補助金、節2・都市計画費補助金の2019万9000円は、西片西宮線道路整備事業において、警察との交差点協議における街路灯の変更など、設計変更が生じたため、事業費が増額となったことに伴うものでございます。

次に、款17・寄附金、項1・寄附金、目5、節1・災害復旧費寄附金で2228万9000円を増額しています。これは熊本地震に伴い、本市の災害復旧等に対して支援をいただいたもので、平成28年度中に8418万4000円の寄附をいただきましたので、これまでの予算計上額との差額を計上しております。熊本地震による公立学校、幼稚園施設の災害復旧事業に係る経費に充てることといたしております。

32ページをお願いします。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目11、節1・財政調整基金繰入金で13億8000万円を計上しています。これは、先ほど地方交付税で御説明しました、熊本地震などの災害関係の財源として見込んでいました特別交付税が、見込み額より大幅に減額となりましたことから、地方財政法第4条の4、第2号にありますように、災害により生じた経費の財源に財政調整基金を使うことができることとなっておりますので、平成28年度の収支を図るために必要な金額を繰り入れるものでございます。この結果、財政調整基金の平成28年度末残高は約21億4080万円となる見込みでございます。

今回、多額の財政調整基金を取り崩しての対応となりましたが、今後の財政運営に支障を及

ばさないように取り組んでまいります。

次に、款21、項1・市債、目2・衛生債、節1・生活環境債で6100万円を増額しております。これは、先ほど国庫支出金で説明しました、環境センター建設事業への国庫補助金額が減額となったことから、減額相当額を市債で補填するものです。充当率95%の合併特例債を予定しています。

次の目5・土木債、節4・都市計画債1570万円の増額は、先ほど説明しました、西片西宮線道路整備事業の事業費増加に伴うもので、充当率95%の合併特例債でございます。

最後に、目8・災害復旧債、節3・その他公共・公用施設災害復旧債では6780万円を増額しています。これは被災しました本庁舎と別館のかわりに仮設庁舎として使用するプレハブや貸しビルの使用料などに対し、本来は起債の対象とならない経費でございますが、今回、被災団体の財政支援として、熊本地震に限った特例措置として起債の対象となったもので、充当率100%の一般単独災害復旧債でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 31ページのですね、国庫支出金の衛生費国庫補助金の6400万の減額は、説明では、申請額を下回って交付されたということでした。不足は起債で穴埋めされたということですが、その下回った要因ですね、何とかな、どっちに何があって、下回ってしまったのかという。

○財務部次長（松村 浩君） 今回の環境センターの建設分でございますが、基本的に建てる

ときに、補助基準というのがありますので、それを計算して補助申請をするわけですが、国のほうにも、この環境センター関係の補助金の枠というのがあるみたいで、基本的に、その集まった分をしたとかに、全てから、全国から出てきた分の金額と、もともと持っている予算枠が、多分合わなかったということで、一律に減額されて、本市の場合は申請額の94%分の交付にとどまったというふうに聞いております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） そしたら、結局当てにしてお金が来なかったということですね。それは、借金でということなの。

ちなみに、今回はそれだったんでしょう。今後ともまだ続きますよね、事業費、出していくの。こういう感じで、当てにしてお金が来なくなるというようなおそれがあるものってないんですか。

○財務部次長（松村 浩君） この環境センター以外にという。（委員堀徹男君「いや、これもでしょうけど」と呼ぶ）一応、環境センターにつきましては、多額の補助金申請になるところで、今回も、29年度も補助金申請しますが、それが100%来るという保証はないというふうに思っております。

○委員（堀 徹男君） となると、財政計画そのものもですよ、そういうのを当て込んで立てられてるわけじゃないですよ。実際、駒振ってみたら、いや、足りませんでしたから、その分は借金していきますというの、何とかな、含みというのを、ある程度持たれているんですかね。

○財務部次長（松村 浩君） 計画を立てるときには、そこまでの含みというのは、実際はしてません。ですが、毎年度決算をした後に、翌年度以降の、また財政計画、見直しをかけるので、その見直しの中で、こういった減額にな

った分というのは反映をさせていくという形で、現在はやっております。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほか、ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 一般質問で扱った件ですけん、同じ質問は避けたいと思うんですが、所管の委員会の委員としてですよ、3月議会は閉会が、3月のぎりぎりだった話ですよ。大概見込みはついた中での話と思うとですよ、こん話は、3月末の専決ですけん。これだけ大きな、言えば、穴をあけたちゅう話ですけん、見込みが違ったという話。その辺ですよ、何となく、所管の委員会にも報告するか、そういう対応をしていただければですね、何かこう、わあ、何したんだろうかという思う話が、影響が少なかつじゃなかろうかというふうなことも感じたんですよ。その辺については、いかがお考えですか。

○財務部次長（松村 浩君） 毎年3月末で、こういった財源調整とかですね、専決予算を組ませていただいておりますが、一部答弁の中でもお答えしたところと重なるかもしれませんが、私ども、やっぱり1年間の収支を出して、翌年度の、今回でいけば、29年度予算の財源として持っていかなければならない、実質収支額というのをかさねていけないうんですけども、各担当課のほうへ、それぞれの執行予定、また、歳入予定の調査をかけまして、その集計を3月中に、実際行っているところでございまして、その集計が、大体3月末ぐらいに出てくると。今回地方交付税の特別交付税の内示が来ましたのが、総務委員会が終わった後に来たということで、そこがちょっと、私どもははっきりどれだけ足りないというのが出ていなかった要因の一つではございます。

ですので、3月末に、そういった財源調整をするというのはいたし方ないというふうに思いますが、今、委員おっしゃいますように、事前

にわかるというようなところであればですね、ぜひ、そういった対応も、今後はとらせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 意見として、同じ話なんですけど、来なかったから仕方なかった部分はあるかもしれない。けどですよ、財政計画にも大きく影響してくる話ですから、財源の組み方とかですね、いろいろ工夫されて、せんば、ほかの事業に充てるのが可能でないか、可能でないかという話にもなっていますけん、その辺もしっかり研究されて、財政に影響を与えないようにお願いしたいというふうに考えます。

○委員長（堀口 晃君） ほかに、意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決をいたします。

議案第48号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議案第45号・専決処分の報告及びその承認について（八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第45号

・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第45号・専決処分の報告及びその承認についての八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

説明につきましては、総務部の南危機管理課長より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○危機管理課長（南 和治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課の南です。私のほうから説明させていただきます。済みません、説明のほうは、着座にて説明いたします。

済みません、まず最初に、きょう、けさになるかと思いますが、資料のほうを、済みません、お配りさせていただいております。1枚紙になります。下のほうにですね、表がついたやつになります。そちらのほうで説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、専決処分の報告及びその承認についてということで、八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例ということで、改正事項ですけども、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴いまして、政令が改正されました。これに基づき、八代市消防団員等公務災害補償条例中の扶養親族の加算額及び加算対象区分について、改正を行ったものでございます。

改正の理由といたしまして、消防団員や消防活動に協力した者、いわゆる消防作業従事者ですが、などが消防活動中の負傷等により死亡した場合等の損害補償につきましては、八代市消防団員等公務災害補償条例において、階級と、その階級における期間をもって補償基礎額としております。ただし、療養補償及び介護補償は

除いております、としているところです。

また、当該消防団員等に扶養親族がある場合には、扶養親族に係る金額を加算した額をもって補償基礎額としております。

この扶養親族の対象と加算額につきましては、給与法をもとに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令によって定められておりますところでございます。

今般、給与法が改正され、扶養手当の額が変更されましたことから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算退職分について改正を実施する必要があったものです。

改正の状況といたしまして、根拠政令ですね、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令ですけども、こちらのほうが、平成29年3月24日閣議決定されました。4月1日施行ということであったことから、本市条例もこれに伴いまして、平成29年4月1日付にて改正する必要があったことから、専決処分をしたものでございます。

その改正の具体的な内容としましては、下のほうに表で示しております。改正前、改正後ということですが、28年度までが、配偶者であれば433円の加算だったものが、29年度から333円の加算ということになるところです。

あと、2号から6号ですね、配偶者以外の扶養親族ということになりますが、そちらの分が、28年度までは一律217円で、配偶者がいない場合は、この扶養親族のうちの1人につきましては367円というのがあったんですけども、この区分等が変わりまして、29年度からは、第2号に該当する者につきましては267円で、3号以降6号までは217円ということなんですけども、配偶者がいない場合ですね、28年度までの367円であったものが、333円に変更されるというところです。

3号から6号につきましては、367円だっ

たものが、300円ということに変更されると
いうところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わ
りました。

以上の部分について質疑を行います。質疑あ
りませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質
疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようございま
す。

なければ、これより採決いたします。

議案第45号・八代市消防団員等公務災害補
償条例の一部を改正する条例に係る専決処分の
報告及びその承認については、承認するに賛成
の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本
議案は承認されました。（「ありがとうござい
ました」と呼ぶ者あり）

◎議案第46号・専決処分の報告及びその承認
について（八代市市税条例の一部を改正する条
例）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第46号
・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る
専決処分の報告及びその承認についてを議題と
し、説明を求めます。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 市民税課
の碓塚でございます。よろしくお願ひいたしま
す。座りまして説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。議案
第46号・専決処分の報告及びその承認につい
てでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件

については、地方自治法第179条第3項の規
定により議会に報告し、その承認を求める必要
があることから提案するものです。

6ページをお願いいたします。

専決第2号・専決処分書でございまして、内
容は、八代市市税条例等の一部を改正する条例
でございます。

7ページから16ページまでは、改正規定が
記載されておりますが、わかりにくいと思いま
すので、改正内容の主なものにつきまして、お
手元に配付しております、右上に議案第46号
関係資料というのが書いてあります資料で御説
明したいと思います。

専決の理由といたしましては、地方税法及び
航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平
成29年3月31日に公布され、平成29年4
月1日からの施行となりますことから、八代市
市税条例におきましても必要な改正を行い、3
月31日付で専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、市民税に関する
ものは私のほうで、資産税に関するものは、こ
の後、遠山資産税課長より御説明いたします。

市民税に関するものは、主なもの4つを御説
明いたします。

1つ目は、個人市民税における特定配当等に
係る所得について、提出された申告書に記載さ
れた事項等を勘案して、市長が課税方式を決定
できることを明確化するとありますが、これは、
課税する側の表現でございまして、言いかえま
すと、上場株式等の配当や譲渡所得があった場
合、配当については、申告不要制度、申告分離
課税、総合課税を、また譲渡所得については、
申告不要制度、申告分離課税を納税者が任意に
選択することが、これまでできており、所得
税の申告がそのまま住民税の申告とみなされて
いました。今回の改正では、所得税と住民税で
異なる課税方式を選択することができるように
なったということです。

具体的には、どういうことかと申しますと、申告不要制度といいますのは、上場株式等の配当や譲渡所得を支払う側が、所得税と住民税合わせて20%源泉徴収しているため、納税は完結しており、申告はしなくてもよいという制度です。申告しませんので、当該納税者の所得については、住民税を課税する市町村は把握しておりません。

申告分離課税は、他の所得と損益通算や繰越控除ができ、既に源泉徴収されている部分については、税額控除である配当控除があり、ケースによっては、所得税も住民税も税額を抑えることができます。ただ、申告するので、住民税については、当該所得は、市町村は把握しております。

総合課税は、総所得に含めて税額計算するので、税額控除である配当控除はあります。

ここで留意すべきは、所得税や住民税については、有利な課税方式を選択することで税額を抑えることができますが、市町村で算定する社会保険料である国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、住民税における所得で算定され、所得税や住民税にあるような所得控除が少ないため、所得そのものを低く抑える必要があります。そこで、住民税に関しては、申告不要制度を活用するほうが有利とされます。

収入に関しては、個人によってまちまちであり、ケースごとにどのやり方が一番負担額を少なくできるかは、個人によって異なるので、具体的に計算する必要があると思われま

す。所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合は、税務署と市町村にそれぞれ申告書を提出する必要がありますが、最もよい方法としては、所得税申告の必要がある場合は、確定申告書の一欄に住民税に関する意思表示ができるようになればと思います。今後、申告者の利便性を考えて、国から通達等が来るのではと考えて

おります。

次に、法人市民税に関してですが、今回の改正では、税額の更正があった場合の不足額に係る延滞金の計算期間についての特例が設けられました。

延滞金は、法定納期限までに税額が完納されなかったときに、未納額及び遅延期間に応じて課されるものですが、長期間にさかのぼって更正処分がなされた場合等は、延滞金の計算期間から一定期間を除くこととされています。これが、いわゆる除算期間です。この除算期間は、税務調査による更正、決定等の時期が、税務官庁の事務都合で左右されることから、それによる各納税者の延滞金の負担の違いを救済するといった趣旨によるものです。

今回の改正内容は、当初申告後に減額更正があり、さらに、その後に増額更正や修正申告があったときの除算期間ですが、減額更正が職権による場合は、当初申告に係る税額の納付日の翌日から減額更正の日までと、減額更正の日から増額更正等の日までの期間となりますが、減額更正が更正の請求による場合は、除算期間の起算点が減額更正の翌日から1年を経過する日となるため、職権の場合は除算期間が1年短くなります。

次に3つ目、軽自動車税についてです。昨年も当委員会グリーン化特例、いわゆる燃費性能、排ガス基準において一定の環境性能を有する車については、税額が75%軽減、50%軽減、25%軽減の3段階で軽減されることを御説明いたしました。今回の改正では、グリーン化特例の適用期限が2年間延長されることになり、平成29年度及び30年度中に購入された対象車は、それぞれ30年度、31年度の税額が軽減されることとなります。翌年度1回だけですのでご注意くださいと思います。ただ、環境性能の適合基準はこれまでより高くなる予定ですので、対象車は若干少なくなると思

われます。

最後に、一番下の軽自動車税に生じた不足額の原因が、当該軽自動車に係る偽り、その他の手段による場合であるときの賦課徴収の特例について規定するのですが、これは昨年、自動車メーカーである三菱自動車が、燃費につき不正に国土交通省から認定を受けたことが納期限後に発覚し、1台1台の個車情報によって課税する、先ほど説明いたしましたグリーン化特例において、本来の税額と自治体から通知した税額に差額が発生し、納税者の納税額に不足額が生じました。

不足額については、三菱自動車が課税者側である自治体に支払い、自治体は納税者に対して税額の変更並びに不足額については、三菱自動車から支払われたことを通知し、正しい領収書を送付いたしました。

このような対応については、当初想定していなかったため、地方税法にも規定がありませんでした。よって、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合に、当該自動車メーカーを納税義務者とみなす規定を、特例として新たに設けたものでございます。

市民税課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○資産税課長（遠山光徳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課の遠山でございます。よろしくお願いたします。

私のほうから、市税条例の一部改正のうち、資産税課関係分につきまして、引き続き、総務委員会資料に基づき説明させていただきます。座りまして説明いたします。

それでは、固定資産税に関する部分につきまして、主なもの3つを御説明いたします。

資料の2ページ、固定資産税に関するものをごらんください。今回の改正は、固定資産税の課税標準の特例を定めるもので、地方税法の改

正により、課税標準額の軽減割合を、一定の範囲内で、地方公共団体が条例で制定することとされたことにより、これらの割合を定めるものでございます。

まず、1点目です。第61条の2は、保育の受け皿の整備促進のため、児童福祉法に規定する、少人数で、2歳までの子供を預かる地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、定員が5人以下の事業所内保育事業の用に供される、家屋及び償却資産の課税標準の特例割合を2分の1とするものでございます。

施行日は、平成29年4月1日となります。

次に、2点目、附則10条の2、第15項は、同じく、保育の受け皿の整備促進のため、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、企業主導型保育事業を行う場合、その用に供される土地、家屋及び償却資産の固定資産について、課税標準を最初の5年間減額することとし、その特例割合を2分の1とするものでございます。

施行日は、平成29年4月1日となります。

最後になりますが、3点目、附則10条の2、第16項は、都市において不足する緑やオープンスペースを補完し、良好な都市環境の形成に寄与する民間事業所の取り組みを促進するため、都市緑地法に基づき、市が指定する緑地保全・緑化推進法人が、土地を所有、または無償で借り受け、市が指定する計画に基づいた市民緑地を設置、管理する場合、その用に供する土地について、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日から、平成31年3月31日までに設置したものに限り、最初の3年間減額することとし、その特例割合を3分の2とするものです。

施行日は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日となっており、平成29年6月中が予定されております。

以上が、今回改正の主なもので、いずれも地

方税法の改正に伴うものでございます。

以上で、資産税課関係分の説明を終わります。
御審議方よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 固定資産税の説明のときの、企業主導型保育事業の特例措置ということなんですけど、例えば、こういうのは、対象となる事業者のほうには、そちらのほうからですね、おたく対象ですよという、例えば、お知らせが行って申告とかされるのか、それとも、もう何もお知らせなしに、固定資産税のほうで把握ができて、減額された請求が行くのかという、どういう方法になっているんですかね。

○資産税課長（遠山光徳君） 今の御質問ですけれども、まず、企業主導型保育事業につきましては、八代市では、まだございません。担当課でありますことも未来課のほうに、ちょっとお尋ねしたところ、ことしの8月に1件申請が出てるといことでございますので、そういうことで、担当課と連絡を密にいたしまして、私たちのほうで、まず、特例申請書の提出をいただくということになりますので、委員おっしゃるとおり、まず申請書をお出しいただくような、こちらから動きをしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） なかなかですね、税金の勉強って難しくてですね、自分で申請しないと受けられないものとか、何もしてないのにばあっと来るやつとかですね、あって、本当困りますので、その辺はですね、丁寧な、何というかな、対象になる人はつかまえて、説明をしていくようなことをお願いしておきたいと思います。（資産税課長遠山光徳君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） 御提案の条例一部改正については承知しました。

ただ1点だけですね、お尋ねなんですけれども、個人の市民税についても、4月1日から施行されているんですが、これまで市としては、市民に対してどのような周知をされてきたのかと、今後の、これを理解を深めるためにですね、何らか取り組みの方向、方針がおありでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 確かにですね、毎年改正はあるんですけれども、この改正の周知というのは、非常に難しいところがございます、一番は、先ほど言いましたように、国税との絡みがありますので、所得税絡みということで、税務署のほうも、こういうふうなことしから変わりましたという周知をですね、どのようにしているのか、ちょっとわかりませんが、市のほうとしましても、なかなかこれを全面的にどこかで周知というのは、非常に難しいところがございますので、そうですね、どのように周知するのかというのが課題かなと思うんですが、そうですね、特に、市独自で云々ちゅうのが、なかなかこういうのは広報が難しいかなとは思っておりますので、今後何らかの方法を考えないといけないかなとは思っています。

○委員（西濱和博君） わかってお尋ねしたところもあるんですけれども、御検討いただければと思います。よろしく願いします。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようであります。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・八代市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第50号・八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第50号・専決処分の報告及びその承認について、八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

説明につきましては、白川人事課長より説明をいたします。よろしく願いいたします。

○人事課長（白川健次君） 人事課の白川でございます。どうぞよろしく願いいたします。では、座って説明させていただきます。

議案第50号・専決処分の報告及びその承認について、御説明をいたします。

議案書は41ページからになります。

42ページが専決処分書でございまして、その内容は、八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例ということになります。

43ページから44ページまでは、その改正文をお載せしているところでございますが、今回は、お手元に配付をしております資料、右肩に、議案第50号関係資料と書いてあります、この資料ですね、こちらを使ってですね、説明をさせていただきたいというふうに思いますの

で、どうぞよろしく願いいたします。

まず、1の改正及び専決処分の理由でございます。雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴いまして、国家公務員退職手当法における失業者の退職手当に関する規定が改正されまして、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行ということになりました。そのため、本条例において、必要な改正をいたしまして、専決処分を行ったというものでございます。

2の主な改正内容をごらんください。本条例の第10条は、退職手当の額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たない場合で、退職後一定の期間失業しているときには、その差額分を特別の退職手当として支給するというものを定めた規定でございます。

このうち、今回改正をいたします第10項は、雇用保険における基本手当に相当する退職手当の支給を受ける職員が、雇用保険法の定める基本手当の給付日数の延長事由に該当する場合には、この延長分の退職手当を支給するというものを定めているものでございまして、雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正に合わせ、今回この給付日数の延長事由を追加するというものでございます。

これまで、給付日数の延長事由には3つがございました。第1号が、就職者が市長の指示により、公共職業訓練等を受講する場合。第2号が、厚生労働大臣が、広域職業紹介を命じた場合で、公共職業安定所長が受給資格者に対する職業あっせんを適当と認めた場合。第3号が、厚生労働大臣が、失業等の状況が全国的に著しく悪化しているとして、全ての受給資格者を対象として給付日数を延長する場合。この3つでございます。

今回、これらに号を1つ追加をいたしまして、激甚災害によって離職した場合で、就職することが特に困難であると認められる地域内に居住

する者等のうち、再就職のための職業指導を行うことが適当と認める者を、給付日数の延長事由に追加するというものでございます。

また、第10条の第11項は、基本手当に相当する退職手当に加えまして支給されます6つの退職手当の内容を定めているというものでございます。

このうち、今回改正いたします第5号は、移転費に相当する退職手当を支給する規定でございますが、これまでは、公共職業安定所の紹介により就職するため、住所等を変更する必要がある者などを支給対象としておりましたが、法の改正に合わせまして、この移転費の支給対象に、公共職業安定所だけでなく、無料の職業紹介事業を行います特定地方公共団体や有料の職業紹介事業者の紹介により就職する者を追加するというものでございます。

また、附則に第10項を加えますのは、先ほど基本手当に相当する退職手当の給付日数の延長事由というところで、激甚災害によって離職した場合で、就職することが、特に困難であると認められる地域内に居住する者等というのを追加すると説明させていただきましたが、こちらも法の改正に合わせまして、平成34年3月31日以前の退職者につきましては、激甚災害の有無にかかわらず、雇用情勢が悪い地域に居住する者で、再就職のための職業指導を行うことが適当と認められる者についても、給付日数を延長できるよう5年間の暫定措置を定めるというものでございます。

なお、施行日は、雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正法の施行日と同日ということでいたしております。

また、附則で、今回の条例の一部改正に関しまして、条例の施行日以後に該当する者について適用するため、必要な経過措置を規定いたしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、ど

うぞよろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 今、御説明がありました。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。

なければ、これより採決いたします。

議案第50号・八代市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第51号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） 議案第51号・専決処分の報告及びその承認について、八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。

説明は、白川人事課長より説明いたします。よろしく願いいたします。

○人事課長（白川健次君） 引き続きましてです。議案第51号の専決処分の報告及びその承認について、御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

議案書は45ページからになります。

46ページが専決処分書でございまして、内容は、八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということになります。

47ページが、その改正文となりますが、説明につきましては、先ほどと同様に、右肩に議案第51号関係資料と書いてあります、こちらの資料ですね、を使って、説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、1の改正及び専決処分の理由でございますが、全ての児童が健全に育成されるよう、里親委託の推進等のための児童福祉法の改正が行われるとともに、職員の育児休業等に関する人事院規則も改正され、平成29年4月1日から施行となりましたことから、本条例において、必要な改正を行いまして、専決処分を行ったものでございます。

2の主な改正内容をござらんください。まず、第2条の2は、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子供について規定しておりますが、児童福祉法が改正されまして、養子縁組里親の定義について法定化されたことに伴いまして、その引用部分について必要な改正を行うものでございます。

具体的には、これまで里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者というような表現をしていたものを、養子縁組里親という表現に改めるというものでございます。

また、第3条は、既に育児休業を取得した子について、再度の育児休業ができる特別の事情を、第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を、第11条は、育児短時間勤務の終了後、1年を経過しない場合に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めております。

これまでは、配偶者が病気等により入院した

こと、それから、配偶者と別居したこと、その他育児休業等をしなければ、養育に著しい支障が生じることなどを特別の事情として定めておりましたが、職員の育児休業等に関する人事院規則の改正に合わせまして、これらの特別の事情に、保育所や認定こども園、家庭的保育事業等に入れないことを追加するというものでございます。

なお、施行日は、改正法等が施行されました平成29年4月1日といたしております。

説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 御説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（前川祥子君） 第3条の再度の育児休業できる特別の事情を追加と、この特別の事情を認める期間というのはどこになるのでしょうか。

○人事課長（白川健次君） 育児休業が認められる最長の期間が3年間ということになります。

そういう中でですね、例えば、1年間の育児休業を申請して取得していた場合で、その後ですね、再度申請をするという場合でも、最長で3年間ということになります。ですから、トータルで3年間が最長の期間ということになります。

○委員（前川祥子君） じゃあ、最長3年はとれるというふうに考えていいんですか。特別の事情を追加してありますよね、改正がですね。この特別の事情を入れる必要は、じゃあ、なくて、最長3年はできるというような理解でよろしいですか。ちょっとよくわからないんですけど。

○人事課長（白川健次君） 最長で3年間、一最初から3年間という取得も可能なんです

が、先ほど言いましたように、例えば、当初は1年間の予定だったんだけど、こういった特別な事情があったときには、再度、要は本来ならば、1回育児休業をとったら、もうそれで終わりなんですけれども、それが特別の事情があったときには、再度とることができる。ただし、トータルで3年間という最長期間がありますので、その範囲内で取得ができるということになります。

○委員（前川祥子君） もう一回、ちょっと私は精査させていただいて、まず、とるときには、1年間はとれると、いや、1回はとれるということで、じゃあ、これがですよ、1回とれる中で、最長が3年だから、3年はとってもいいということで、3年とりますよね。その後、再度特別な事情というのは、もう認可されないということですよ。

○人事課長（白川健次君） 委員おっしゃるとおりでございます。（委員前川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。

これより採決いたします。

議案第51号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第55号・八代市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、条例議案の審査に入ります。

それでは、議案第55号・八代市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、条例案件でございます、議案第55号・八代市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について、御説明をいたします。

説明に当たりまして、このたび、本市職員が公金の横領という不祥事を起こしました件につきましては、市民の皆様のご信頼を大きく裏切り、議員の皆様を初め関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

市といたしましては、これまで以上に業務のチェック体制の強化を図り、職員への指導、監督を徹底し、再発防止に努めてまいります。

ただいまより、本議案につきまして、白川人事課長より説明を申し上げますが、初めに、本件と経過とてんまつ、及び今後の再発防止への取り組みを含め、御報告をいたしました後に、提案議案についての説明を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○人事課長（白川健次君） それでは、議案第55号・八代市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について、御説明をいたします。

本条例の内容を説明いたします前に、今回の不祥事案の概要等について、報告をさせていただきます。

本日、配付をいたしております資料、右肩に議案第55号関係資料と書いてあります資料、こちらをごらんください。ございますでしょうか。

表面は、6月15日、処分の当日に議員の皆さんに配付をさせていただいたものと同様でございます。裏面は、再発防止策等について記載をしたというものになります。

それでは、1の不祥事事案の概要をごらんください。今回の不祥事事案の概要は、本市職員が担当しておりました、坂本ふるさとまつり運営委員会の預金口座から、昨年9月12日から本年4月24日までの間に、10回にわたって不正に預金を引き出し、109万4846円を着服していたというものでございます。

祭りの終了後、上司が再三決算資料を作成するよう指示したにもかかわらず、完了しないため、6月1日に銀行で預金残高の照会を行ったところ、次年度への繰り越し見込み額を大幅に下回る残額であったことから、不適正な事務処理が発覚をいたしました。

6月4日に本人と上司が面会した際、着服の事実を認めたというものでございます。

なお、着服したお金につきましては、家族から全額の弁済をされております。

2の懲戒処分の内容でございますが、当事者であります職員は免職を、前任者を含め課長以上の管理職6人に対しては、10の1の1カ月の減給処分を、課長補佐以下の監督者2人に対しては、戒告処分を行っております。

3の処分の日は、平成29年6月15日でございます。

本市では、これまでも、機会あるごとに綱紀の厳正な保持、服務規律の確保について注意を喚起するとともに、平成27年度に同様の事案が発生したときには、公金等の管理方法の再確認と、公金等の取り扱いに関するマニュアルの作成を指示するなど、再発防止に取り組んでまいりました。

しかし、今回の事案では、通帳が保管されていた机に鍵がかけられておらず、誰でも持ち出せる状態にあったことや、印鑑は、課長の袖机

に保管され、勤務時間外は鍵をかけ、使用する場合は、原則、課長が押印をしておりましたが、課長が不在のときには、係長に報告してみずから押印していたこと、また、祭り関係の支払いの際に通帳から概算で引き出したり、領収書の確認や、残金を通帳に戻したかどうかの確認を怠っていたこと、支出に係る通帳残高の確認は、月締め等では行わず、清算時に行うようにしていたことなどは、公金管理に問題があったと言わざるを得ません。

そこで、裏面の4の再発防止策をごらんください。このような事態を招いたことを厳粛に受けとめ、処分の当日には、市長から各部長に対し、全職員一丸となって再発防止に取り組むことや、部下職員への指導、監督を徹底することなどの訓示がっております。

また、市長から全職員に対して、再発防止に万全を期すとともに、なお一層、服務規律の確保に努め、市民の信頼回復に向けて取り組むよう綱紀の肅正について、通達を行っております。

さらには、副市長からも全職員に対して、不祥事再発防止の注意喚起のための依命通達を行いました。

また、再発防止策といたしまして、現実に事案が発生した以上、ほかの各種団体などの事務でも可能性があるという視点に立って、全ての課かいに対し、所管する団体数とその出納状況、通帳、印鑑の管理状況等について、改めて把握することといたしました。

あわせて、全ての課かいに対し、各種団体の事務に限らず、全ての公金取り扱い事務の現状や管理体制を改めて確認するとともに、公金等の取り扱いに関するマニュアルの再点検と、その見直しを行い、報告、そして提出するよう指示をしたところでございます。

以上が、今回の不祥事事案の概要等でございます。

それでは、追加提案をいたしております本条例の説明をさせていただきます。

本条例は、今回の不祥事が発生したことを重く受けとめ、市長と副市長の給料の減額を行うため、条例を制定するものでございます。

議案書その2の2ページをごらんください。

条例の内容は、市長の平成29年7月1日から、現在の任期の終わりであります9月3日までの間の給料月額と、副市長の平成29年7月1日から8月31日までの間の給料月額は、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするというものでございます。

説明は以上でございます。市といたしましては、これまで以上に業務のチェック体制の強化を図りまして、職員への指導、監督を徹底し、再発防止に全力を挙げてまいりますので、御審議のほど、どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（堀口 晃君） 説明が終わったところであります。

以上の部分について質疑を行います。

○委員（亀田英雄君） 55号関係資料には、不祥事案の概要ということで、不祥事ということで明記されております。不祥事の判断基準というのは、どこに、どのようにあるのか。どのような判断をもって不祥事とされるのか。

今回、建設部――前企画振興部長になつてでしょうけど、そこまで処分をした、その決定に至る流れというのもですね、もう少し、どこで判断をされるのかということも含めてですよ、お聞かせ願えませんか。

○人事課長（白川健次君） まず、御質問の1点目、不祥事案とするかどうかの判断基準というところになるかと思えます。本市では、八代市の職員の懲戒処分等に関する基準というのを設けております。その中では、処分の例すとか、あるいは公表する場合の基準すとか、そういったものを定めておりますが、そういう

中ですね、例えば、公務内での一般服務規律に関する違反事例、それから、公務外での違反事例、そういったものの具体例を出しながら、その場合の処分はどのような処分、例えば、免職、あるいは停職であるとか、そういった基準というのを定めております。そういった基準に照らしながらですね、不祥事といいますか、懲戒処分の対象とするかどうかというのは、判断をさせていただいているというところになります。

それから、再任用の職員も含めた、処分までの流れという部分になりますけれども、今回の場合には、6月の13日にですね、八代市職員賞罰等審議会というのを開催しております。こちらは、副市長が会長で、各部長が委員ということになっておりますが、その賞罰等審議会を開催をいたしまして、処分の対象者、それから処分の量定、いわゆる程度ですね、それから公表の是非というのを審議をさせていただいております。

その中では、先ほど言いました、懲戒処分等に関する基準というのに照らして、判断をさせていただいたということで、この基準の中です、公金横領については、本人は免職というのが標準的な例として示されております。

また、部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、管理監督者としての指導、監督に適正を欠いていた職員は、減給または戒告というところになっておりまして、ここで審議をした上で、その審議結果を市長が受けて、処分を決定するという流れになります。

その中で、再任用の職員につきましては、地方公務員法の第29条の懲戒の規定の中です、再任用の職員について、定年退職となる前の在職中に生じた事由を理由として、懲戒処分をすることができるというような規定がございます。そういう規定がある中で、平成28年度の管理者でありました再任用職員について、処

分をしない理由というのは見当たらないというふうに考えましたので、処分の対象にせざるを得ないという判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） 白川さん、不祥事というものの判断基準ば尋ねたつですよ。懲罰の判断じゃなくてですたい。これは明らかに、今回の事例は明らかに不祥事ということになるんでしょうが、何ををもって不祥事と判断されるのかという、そういう判断基準はあるんですかと。前のことばほじくって話ばするわけでもなかつたですが、前の元気券のとき、最終的には市長の出されたつですが、否決ということに至ったと。それはいろんな経過をたどってなんですけど、結局不祥事として認定されたから、そういうことをされたんでしょう、と思うとですよ。だけん、何ををもって不祥事とするのかということがなければですたい、この判断基準が曖昧じゃなかですか。そのたびに、さじかげんの違うってということがないように、やっぱりしとかんといかんちゃんかろうかなというふうに考えるものですから、不祥事、そのときも、何かのときに、不祥事というのは社会的な信頼を失わせるような出来事と、だから、これも、元気券のときですな、不祥事に当たるんじゃないですかという話を再三したにもかかわらず、されなかつたことから、また、されたという経緯をたどってきました。

その不祥事に対する認識っていうとばですたい、なかもんだけん。だけん、そのようなこと、不祥事をなくするための取り組みですよ。もとがどこにあるかというとば、やっぱりしとかんと、時間の経過とともに、忘れていくような話もあるものですから、その不祥事の判断基準というとばですよ、もう少しせんとという思いで聞いたことなんですけど、不祥事の認識ということばですな、もうちょっと詰めとかん

ばいかんと思うとですよ、その辺の判断基準ってなかですよ。だけん、何か事件が起きて、誰かがこの会議を招集して、処分を決めるというだけが、今のやり方になつとつですよ。これを不祥事だというとば、誰が決めるんですか。

○総務部長（水本和博君） 今、不祥事ということにお話出ましたけども、現在、今回懲戒処分というふうな極端な例になるんですけども、職員の処分という部分につきましてはですね、あくまでも、この基準という部分についてのみですな、対応するということになります。

で、不祥事というものをどこまで、どこからが不祥事であるかというふうなお話でございますけども、これは、当然公務員のですな、服務規定上の部分での、それに抵触する部分はもちろんですけども、公務員としての信用を失墜する行為等についてもですね、それは不祥事というふうに言えるかとは思いますが。ただ、実際の実例で、ここからが不祥事である、ここまでは不祥事でないという線を引くというのはですね、明確な部分というのは、今持っていないというふうなところでございます。

○委員（亀田英雄君） それをどうにかされる考えはございませんか。

それとですよ、マニュアルの見直しという部分がありました。マニュアルの再点検ちゅうことでされております。このマニュアルの見直しということについては、考えられないのか、一—よかか。不祥事の判断基準のつくり方と、マニュアルの見直しということについて、いかがお考えですか。

○総務部長（水本和博君） それでは、まず、不祥事の件ですけども、これについてはですね、具体的にどこで一線を引くというのは、非常に、さまざまな事例があろうかと思っておりますので、難しい面はあると思っておりますが、ただ、委員がおっしゃいましたように、それをどういうふ

うに、今後、事例発生に対応していくかという部分にですね、備えて、一つ、まず考え方というのを整理してですね、今後の、もちろん発生したらいけませんけども、発生した場合に対する考え方というのを整理したいというふうには考えております。

○人事課長（白川健次君） 今回のマニュアルの再確認、再点検と見直しにつきましては、今回が公金管理の部分ということでございましたので、27年度に同様の事案が発生したときに、各課に作成をするようにしておりましたマニュアル、それについてもう一度ですね、今回の事案を踏まえまして、自分たちのところでつくったマニュアルに問題はないのかどうかということ、再確認をして、その上で、必要な部分があれば見直しを行うよう指示をしたという部分でございます。

公金管理以外の部分については、恐らくそれぞれの課でですね、マニュアル的な部分をつくられているというのが多くあると思います。そういう中でですね、やはり、先ほどからの不祥事が起こらないような、そういった見直しというのはですね、今後また、改めてですね、進めていかなければいけないというふうには思っております。

○委員（亀田英雄君） 進めていただきたい話だと思います。

もう一つ、ちょっと、部長に対しては、ちょっとつかかかもしれんですけど、これだけの不祥事という認定ならですよ、不祥事という感覚ならですよ、ここに副市長なり、市長なり来て、そんな話ももっと真剣にするべきじゃなかろうかというふうにも感じるとですよ。副市長が、やっぱり来るべきですよ。あそこでしたけんていう話でもなくて。その辺、いかがお考えですか。部長は責任者ですけん、事務方の責任者ですけん、そこで……。まあ、一口そっば言わせてください。私は、副市長なり、市長な

り、ここにやっぱりおいでになって、説明いただくのが筋じゃなかろうかなと。これだけの処分をすつとですけん、というふうに考えたものですから、一口言いたかっですが。

○総務部長（水本和博君） 亀田委員おっしゃいました件につきましてはですね、重々ですね、私も身にしみるところなんですけども、今回、一般質問最終日に、市長のほうで議場のほうですね、おわびのほうを申し上げまして、全議員おそろいの中でですね、トップという立場での市長が、こういった形でおわびを申し上げたということですね、今回総務委員会のほうではですね、私のほうで出席ということとどめさせていただいておるということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員（成松由紀夫君） この不祥事の件は、再三いろいろな場面で、議運も含めてですね、中身もよくわかってますし、この当事者の方も、これからが再就職も含めて、社会的制裁も、今現在から受けておられる部分もあるので、もう、この不祥事事案は、余り掘り下げる気持ちもないんですが、再発防止策のところに、この裏面にあるところをですね、しっかり、また押さえていただいて、いつも二度とないようにというようなところで、全日本柔道合宿等々も含めてありましたけども、これをしっかり徹底されることで、もう、私は余りこれは掘り下げることではないと思っております、この条例、——条例審査ですので、市長、副市長が7月1日から8月31というところの、この100分の10というところに至ったところが、何かおわかりになれば、お知らせいただければと思いますけど。

○人事課長（白川健次君） 今の御質問は、100分の10の2カ月という部分の判断基準かと思いますが、今ちょっとお話がありました、平成20年に起きました類似の事案ですね、そ

のときの減給が、やはり10分の1ということでございました。また、期間も含めてですね、類似の事案というのを参考にした上で、市長と副市長が、それぞれ判断をされたということになります。

○委員（成松由紀夫君） わかりました。理解しました。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） せっかく議案の関係資料ということですね、文面いただいていますので、少し確認をしたいんですけど、処分の内容がですね、例えば、部長さんだったり、次長さんだったりするのが減給10分の1の1カ月ということで、直接当事者になられた方ですね、日ごろの業務内容を逐一確認したりすることって、不可能だと思うんですよね。例えば、部長さんが、現場の人間の一人一人の動向を把握してるなんて、私は、大きな組織になればなるほど無理だと思う。直属の上司である係長とかですよ、課長補佐とかというのがですね、戒告で終わっていると。僕は、役所の処分内容が、どっちが重くて、何を伴って大変な目に遭うのかというのは、ちょっとよくわからないんですけど、事案が起きた理由がですよ、年度またいでますよね。なぜにそこまで、こんな大きな事件にならないのかという、早くわかってればですよ、早くわかってれば、ここまで、109万円まで使い込みをですよ、する金額にも至らなかったって思うわけですよ。

処分の仕方、何ていうかな、階級に応じたレベルというんですか、なぜ役所のシステムってこんなになっているのかなというのが、一つ大きな疑問です。何かルールはあるんですか。

○人事課長（白川健次君） 今回の件、どうして年度までまたいでしまったかという部分につきましては、まずは、先ほどもちょっと御説明の中でしましたが、再三ですね、上司のほうか

らは、精算事務をするように指示をしたんですが、なかなか完了しないという中で、決算の数字が、なかなか合わないのかなと、それで苦労しているのかなというふうに、上司のほうは思っていたということで、何度かですね、声はかけた、一緒に作業しようということで、声はかけたんですけども、本人からもう少し待ってほしいというような回答があったということで、ちょっと信用して、延び延びになってしまったというところで、年度もまたいでいるという部分はあるかと思っております。

そういう中で、確かにですね、委員おっしゃるように、直接的にですね、指導、監督できる立場にある者というのは、今回戒告だったという部分になっているというところではあるというふうに思っておりますが、職務の責任の重さというところを考慮させていただいて、今回管理者を減給、監督者を戒告というふうな判断をさせていただいたということです。

○委員（堀 徹男君） 僕はね、甘いと思うんですよ、そういう考えは。だって、年度またいでるでしょう。この祭り運営自体にもですよ、新しい年度には補助金が出るはずですよ。そうでしょう。そうしたら、補助金ですよ、額等を決めたり、査定をしたりしなきゃいけないときには、前年度の実績というのは、僕は、財政は必ずチェックしているはずだと思うんですよ。それも提示されないままに、新たな年度の補助金ですね、予算化されるということがあるとするならば、それは財政的にもですね、大きなミスがあるんじゃないかなって、話がどんどん、そういう大きな方向に進んでいくんじゃないかなと思うんですけどね。だって、ちゃんと決算書資料をつくって、提示をして、それが査定にかけられて、実績がわかれば、次の年度の予算を組めるわけですから。そこら辺がですね、非常に身内かばいじゃないですけど、甘い部分があるんじゃないかなと思

いますよ。民間だったら、これじゃ、多分済まないと思いますよ。

裏に改善点を書いてあるということですから、ちょっと厳しい意見になりましたけど、そこら辺は重々考慮していただきたいと思いません。

○委員長（堀口 晃君） 甘いという考え、何かお答えがございませうか。

○人事課長（白川健次君） 今回の事案に関しましては、服務規律の違反というところで、服務規律を所管する部署のみの処分ということをさせていただいております。

確かに、委員おっしゃるようになりますね、市の事業を実施するに当たっては、いろんな部署というのが関連しながら、事業を実施されていくということになります。そういった意味ではですね、本来ならば、いろんなところでのチェックというのが行われるべきなんだろうというふうにも、私も思います。

今後の処分についてはですね、また、検討する必要はあるかと思いますが、基本的には、服務規律の問題というところでの整理をさせていただいているというところで御理解をいただければと思っております。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） ちょっと私もお尋ねしたいんですけど、今、服務規律と服務規定という中での処罰だったというところなんですけど、先ほど賞罰審議委員会ですかね、というものがあると。そこでは決められることというのは、今おっしゃった、その服務規律の中のもので、処分内容を決めていくということよろしいんですか。

○人事課長（白川健次君） 委員おっしゃるとおり、基本的に服務規律の部分について、違反があったと考えられる場合に、その処分の対象者ですとか、処分の量定、それから、公開の是非について審議をする会ということになります。

す。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、市長と副市長の減給という、その部分も、やはり賞罰審議委員会の中であるのでしょうか。

○人事課長（白川健次君） 特別職については、処分の対象ではございませんので、この審議会の中で審議することはございません。

ただ、その結果等も踏まえた上で、市長、副市長は判断をされると、御自身の減給をするかどうかについては、判断をされるということにはなろうと思います。

○委員（前川祥子君） 何回も聞くようなんですけれども、じゃあ、判断をされるという、減給100分の10の2カ月というものを、実際決められたのは、市長、副市長の間で決められたということなんですか。

○人事課長（白川健次君） こちらのほうから、過去の事例といったところもお示ししながら、あとはもう、市長、それから、副市長が、それぞれ判断をされたということになります。

○委員（前川祥子君） 私は、それが重いのか、軽いのか、普通なのかというのが、よくわからないんですけどね、事例からというところで、要するに、重いというふうな判断でも、それから、普通という判断でいいのかというところで、どちらというふうに判断してよろしいんでしょうね。非常に、その判断基準が、私にもよくわからないんですよ。そこはどうなんですか。何かお答えできる部分がございませうか。

○委員長（堀口 晃君） お答えできますか。

重いとか軽いは、なかなか判断しにくい。

○委員（前川祥子君） ということは、自分の中で納得の中で終わらせていただくんですけど、全国的な事例の中で、そのような状況であれば、これが妥当であるだろうというところで判断されたというふうに、こちらとしては、そういうふうに納得してよろしいでしょうかね。

○人事課長（白川健次君） 全国的な事例というのがなかなか、どこまで情報が公開されているかというところで、こちらで把握できたとしても、それが全てかどうかというのは疑問がありますもんですから、どちらかといいますと、本市での過去の事例というところを基準に判断をされたということになります。

○委員（前川祥子君） 私は議員になって、今まで、こういう処分が出たのはですね、前回の飲酒運転のときだったですかね、自損事故を起こされたときの、それぐらいしかわからないんですが、以前も、じゃあ、そういうことが数回、複数回あったというふうなことでか。

○人事課長（白川健次君） これまでですね、特別職が減給ということまで行ったというのは、先ほどからお話ししております、平成20年にあった、教育委員会での公金横領、これも本人は懲戒免職となっております。

それから、平成21年だったですかね、不適正な経理処理というのがございました。要は、公務に関連して、社会的な影響が大きい、あるいは組織として責任をとる必要があるという判断をされたケース、そういった場合が、特別職が減給をされたというような事例ということになります。

○委員（前川祥子君） 余り掘り下げるのもなんですから、それでよろしいです。わかりました。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 直接、今回の条例改正の件ではないんですけども、視点を変えてですね、今回運営委員会が管理する預金に関連してのことですけれども、今後のこととしてなんですが、行政の公務の中で、公金として、本来必ずしも扱わなければいけないカテゴリーなのか、あるいは実行委員会とか委員会とか、それぞれいろいろ公的な事業の中で設置してあ

ると思いますけれども、民間の皆さんとともにやる中で、今までの流れから、公務のほうで、たまたま事務局の事務をされているという場合もあるかもしれないということで、今回のことを一つの契機として、こういった委員会、あるいは実行委員会の類いの運営のあり方について、公から外すという意味合いでなくてですね、どうしたら、今後地域と一緒にうまく事業を進められるかという観点で考える機会にもなるのかなあというふうにも思いますので、今回の本質の取り扱いとは別に、そういった面でもですね、引き続き関係者と、よりよい方向を目指すという考えのもとに御検討いただけたらなあというふうに思います。意見とさせていただきます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 意見ですか。答えは要らないですね。意見ということでありました。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） やっぱり、した本人が一番きつかだろうと思うとですよ。こういうことのなきようにですね、取り組みを進めていただきたいなど、強く申したいというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、意見ございませんか。

○委員（中村和美君） 各公民館でも公金取り扱いちゅうのがあると思いますね。ですから、そういうところも踏まえて、十分注意をしてですね、徹底していただくということでお願いしておきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第55号・八代市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

委員の皆さんに、ちょっとお諮りをしたいと思います。

今、現在12時20分でございますが、しばらく休憩をとりたいと思います。よろしいですか。(「何時」と呼ぶ者あり) いいですかね。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から再開いたします。よろしくをお願いします。

(午後0時22分 休憩)

(午後1時30分 開議)

◎陳情第2号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について

○委員長(堀口 晃君) それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

請願・陳情の審査に入りたいと思います。

なお、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となりましたのは、新規の陳情1件と、継続審査の請願1件の、以上2件です。

それでは、まず、新規に付託となりました、陳情第2号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨につきましては、文書表のとおりでありますけれども、念のために、書記に朗読させま

す。

(書記、朗読)

○委員長(堀口 晃君) 今、朗読をしていただきました。

本件について、御意見ございませんか。

○委員(亀田英雄君) 改選前の議会ですけれども、ということも踏まえながらですね、このことについては、何回も出るわけなんですけれども、先日、関係者の方から面会を求められまして、このことの大事さということと、400の自治体でも取り上げているということを鑑みていただいて、八代市でもぜひ採択いただけないかというようなお話をいただきました。もう何回も出ている話ですので、何とか御理解をいただきたいと、そのような意味も含めて、何回も出すんですということでありました。

採択のほうでお願いしたいというふうに思います。

○委員長(堀口 晃君) 採択という御意見でございます。

ほかに。

○委員(中村和美君) 文書の中身は、青色申告者は給料を経費にできるという所得税法第57条ということがあるけど、税務署長への届け出と記帳義務などの条件つきでありというようなことの文章が載っております。しかし、みんな努力して、こういう税務対策というのはやっていると思いますので、私は、もう必要ないんじゃないかと思います。

○委員長(堀口 晃君) 必要ない、ということは、審議未了。

中村委員は審議未了という御意見でございますが、ほか、ございませんか。

○委員(堀 徹男君) 私も、前回採択をお願いした経緯がありますので、採択でお願いしたいと思います。

○委員長(堀口 晃君) 堀委員は採択をしたいということで、採決をするということでござ

いますね。

○委員（成松由紀夫君） これはもう、何回読んでも、中身が同じような部分なので、審議未了でお願いします。

○委員長（堀口 晃君） 審議未了。

ほか、ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 今後のですね、日本経済を支える大きな中小企業に対してはですね、何らかの措置はしていかなければ、中小企業は立っていかんちゅうふうに、私は考えますので、これは採択するべきだと思います。

○委員長（堀口 晃君） 採択するべき、採決をとるといことですね。

ほか、ございませんか。

少し、小会させていただきます。

（午後1時36分 小会）

（午後1時36分 本会）

○委員長（堀口 晃君） それでは、本会に戻します。

ただいま御意見の中において、採決をとるとい御意見と、審議未了とい部分の意見が分かれております。

まずは、審議未了の部分でお諮りをさせていただきますと思います。

本陳情については、閉会中継続審査を申し出ないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎平成28年請願第7号・鉄道の安全・安定輸送及び地域を支える鉄道の発展を求める意見書の提出方について

○委員長（堀口 晃君） 次に、継続審査となっております、平成28年請願第7号・鉄道の

安全・安定輸送及び地域を支える鉄道の発展を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりであります。本件につきましては、一回、この委員会の中で勉強会を開催させていただいており、そこでは、採決の部分についてはしておりません。今回のこの部分ですということに約束をしておりましたので、また御意見をお聞きしながら、採決するか、もしくは継続、審議未了、その辺のところにお諮りをしていきたいと思ひます。

本件について、何か御意見ございますか。

○委員（亀田英雄君） 採択でお願いします。

○委員長（堀口 晃君） ほかにございませんか。

○委員（中村和美君） 内容からすると、賛成のところも、私はありますが、ただ、この趣旨の中には2カ所、4番、5番等に対しては、やはり自己責任というのがあると思ひますので、私は、継続でお願いしたいと思ひます。

○委員（亀田英雄君） 継続は、どうせ最後の議会ですけん、審議未了、そういう意味を含めて、さっき発言したところだったんです。（委員中村和美君「じゃあ、そのように、はい」と呼ぶ）だけん、まず採択でということをお願いしたかったんです。（委員中村和美君「では、審議未了で」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） 審議未了でよろしいですか。

では、中村委員は審議未了ということでの御意見ということで。

ほか、ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） もう、最後の委員会ですので、私も4番、5番がどうしても引かかるもんですから、審議未了でお願いしたいと思ひます。

○委員長（堀口 晃君） 審議未了の意見と、採択の意見が分かれておるところであります。

審議未了を求める意見と、採決を求める意見がありますので、まず、審議未了についてお諮りいたします。

本請願については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするのに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午後1時40分 小会)

(午後1時41分 本会)

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(堀口 晃君) それでは、本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・行財政の運営に関する諸問題の調査(八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況について)

○委員長(堀口 晃君) このうち、行財政の

運営に関する諸問題の調査に関連して5件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

まず、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況についてをお願いいたします。

○市民環境部長(國岡雄幸君) こんにちは。

(「こんにちは」と呼ぶ者あり) お疲れさまでございます。

市民環境部といたしまして、現在八代市協働のまちづくりの推進条例の検討ということで、検討委員会を設置いたしまして、その中身につきまして協議をしている最中でございます。その最中ございまして、今日までですね、中間報告という意味合いを兼ねましてですね、御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

説明になりますけれども、説明につきましては、担当課長の福本課長が説明いたしますので、よろしくお祈りいたします。

○市民活動政策課長(福本桂三君) 市民活動政策課、福本です。よろしくお祈りします。着座させて、説明させていただきます。

説明が、ちょっと長くなるかもしれませんが、お許してください。

八代市協働のまちづくり推進条例につきましては、条例を検討するため、平成28年8月に、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置いたしました。以降、条例検討委員会と述べさせていただきます。

この条例検討委員会では、平成28年8月から約2年間におきまして、条例に盛り込む事項の調査や研究、また、市民の皆様から意見を聞くための活動などを検討いたしまして、その最終結果を平成30年6月に市長へ報告する予定で、現在取り組んでおるところでございます。

今回は、この条例検討委員会を設置いたしまして約1年が経過いたしましたので、その途中

経過であります、条例検討委員会の取り組み状況を中間報告という形で、総務委員会へ御報告させていただくものでございます。

まず、資料の1ページをお開きください。

1、これまでの取り組みです。これまでの取り組みにつきましては、昨年の6月市議会の総務委員会の中で御説明を申し上げたところでございますが、再度、簡単に御説明させていただきます。

平成19年9月に、住民自治によるまちづくり基本指針を策定いたしました。この指針に基づきまして、平成22年3月に、住民自治による行動計画の前期計画を、引き続き、平成27年3月に後期計画を策定いたしました。

この間、市民フォーラムやまちづくりの講演会、研修会などを開催いたしまして、市民の皆様にもまちづくりを推進するための条例のあり方について、理解を深めるための啓発活動を行ってまいりました。

次に、1ページの下段、2、条例研究会の概要です。平成27年度に、学識経験者や団体の推薦、公募の委員を含む16名から構成いたしました八代市協働の推進に関する条例研究会を設置しました。以降、条例研究会と述べさせていただきます。

この条例研究会では、条例の必要性や重要性につきまして、市民の皆様にも御理解をいただくための必要なルールづくりや、市民の皆様の御意見を反映させるための市民参加の方法など、1年間にわたって協議していただきました。平成28年3月には、その取りまとめた提言書を市長へ提出していただきました。

その提言の主な内容といたしましては、協働のあり方を条例という形で明確化する。条例の形は、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた、市民参加型の条例を望む。条例の作成の過程におきましては、多くの市民の意見を聞くことができる体制を望む、との内容でございま

た。

次に、2ページをお開きください。

3、条例検討委員会の概要でございます。本市では、平成27年度の条例研究会の提言を受けまして、平成28年8月に条例検討会を設置し、さらに、2年間の条例検討を開始いたしました。

この条例検討会は、学識経験者や各種団体の推薦、公募の委員の23名で構成しています。

委員の名簿は、37ページに掲載しております。

もとの2ページへお戻りください。条例検討委員会において検討する事項は、主に2点です。

まず、1点目としましては、条例に盛り込む事項の調査及び研究を行うことです。具体的には、平成28年度に条例の内容を検討いたしまして、条例の骨子案を作成することです。

2点目は、条例を検討するに当たり、広く市民の意見を聞く活動を行うことです。具体的な取り組みとしましては、本年度の平成29年度に市民フォーラム、またタウンミーティング、いわゆる住民説明会を計画しております。

以上が、条例検討委員会の取り組みとなります。

次に、中段の4、協働のまちづくり推進条例とは、について御説明申し上げます。

現在、条例検討委員会で検討しております条例骨子案につきましては、多くの自治体で策定されました自治基本条例とは異なりまして、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例、いわゆる市民参加型の条例を目指しております。

条例の主な内容としましては、市民と行政が協働のまちづくりに取り組む基本原則を定める。また、地域が抱える課題に対し、誰が、どのような役割を担って、どのような方法で取り組んでいくかを、明らかにしたものとなっております。

ります。

次の項目、5、平成28年度の活動状況について、御説明します。

平成28年度の条例検討委員会では、6回の会議を開催いたしました。

まず、第1回目の会議を8月に開催しました。基礎講座としまして、条例検討会の会長である、熊本県立大学准教授澤田道夫様に、協働の意義と必要性、条例の概要などに関する講話を行っていただきました。

第2回目以降は、条例の構成を初め、前文の必要性、また条例の骨子案に盛り込む事項、そして、市民の皆様へ啓発方法などについて、随時、事務局から案を御提示しまして、委員の方から御意見をいただき、検討を重ねてまいりました。

会議内容の詳細につきましては、34ページから36ページに記載しております。

次に、3ページです。6、平成29年度の活動スケジュール案です。

主な活動を申し上げます。今月の6月8日に、条例骨子案の内容について、市長へ中間報告を行いました。

また、本日、市議会総務委員会の皆様に対し、条例検討委員会の経過報告と、条例骨子案を説明させていただいております。

その後の予定といたしましては、ことしの11月19日に市民フォーラムを開催し、翌年、平成30年1月から2月にタウンミーティング、いわゆる住民説明会を実施する予定でございます。この市民フォーラムやタウンミーティングにおきましては、より多くの市民の皆様は、条例の骨子案を周知するとともに、御意見をいただきたいと考えております。

市民フォーラムでは、やつしろハーモニーホールを会場に開催しまして、内容としましては、基調講演と特別講演を予定しております。

基調講演では、条例の検討委員会の会長の熊

本県立大学の総合管理学部准教授の澤田道夫様を講師といたしまして、協働の理念や条例の必要性の講演、また、現在の条例検討委員会の経過報告や条例骨子案の説明を行います。

また、特別講演では、元宮崎県知事東国原英夫様を講師に予定しておりまして、地方に求められる地域の活性化、また、市民が主役のまちづくり、行政と市民によるまちづくりの事例など、県知事時代のさまざまなエピソードを交えて講演をいただく予定となっております。

次に、タウンミーティング、いわゆる住民説明会です。市内10会場での開催を予定しておりまして、内容としましては、本市におけるこれまでの条例検討の取り組み状況を報告するとともに、今回の条例検討委員会で作成しました条例骨子案について説明します。

あわせて、質疑応答やアンケート等を実施しまして、条例の必要性を含め、条例骨子案に関する意見をいただく予定で考えております。

その後、平成30年5月を目標に、最終的な条例骨子を作成しまして、市長へ報告します。

以上が、平成29年度の活動スケジュールとなります。

最後に、7、条例骨子案について御説明します。

5ページをお開きください。内容につきましては、(仮称)八代市協働のまちづくり推進条例骨子案(中間報告)の資料にて御説明します。

次ページ、6ページをおあけください。この条例骨子案の概要は、検討委員会の委員の皆様からいただきましたさまざまな御意見を受け、作成しました条例骨子案の基本的な方向性について記載しております。

まず、1項目め、八代市が目指す条例についてです。本市におきましては、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた市民参加型の条例を目指しております。他市で策定しております住

民基本条例とは異なりまして、条例の最高規範性とか、議会の役割、住民投票などの内容は記載しておりません。

次に、2項目め、骨子案の構成です。構成表を、次ページの7ページに記載しております。前文と全7章で構成しております。

まず、前文です。第1章に総則、第2章に市民の役割、第3章に市の役割、第4章に協働の推進、第5章に地域自治の推進、第6章に市民活動の推進、第7章に雑則の構成となっております。

6ページへお戻りください。次に、3項目め、条例は、誰にでもわかりやすく、なじみやすい文章とすることにしました。これは、検討委員会の御意見に基づくものです。難しい行政用語はなるべく使用せず、です、ますの口語体としまして、誰にでもわかりやすく、なじみやすい文章としております。このような条例は、千葉県君津市、また愛知県鈴鹿市、長崎市でも策定されております。

次に、項目4、条例に前文を設けることにいたしました。この骨子案を作成する中では、前文についても条例検討委員会で検討をしていただいております。これは、前文を記載することで、市民の皆様に、条例の趣旨をよく理解していただくためです。

条例を策定されたほとんどの自治体で、前文が定められております。また、本市の条例におきましても、男女共同参画推進条例を初め、環境基本条例、商工業振興基本条例にも前文が設けられており、いずれも条例の中に、市民等の役割を記載しております。

以上が条例骨子案の概要でございます。

次に、条例骨子案の中身を簡単に御説明いたします。

8ページをごらんください。まず初めに、前文です。前文には、本市の現状や課題、将来像や条例策定の意義を記載しております。

次に、9ページからです。第1章、総則です。この章では、条例の目的、条例の中で使用する各用語の定義、協働のまちづくりを進めていくための基本的なルールについて記載しております。

次に、14ページです。第2章、市民の役割です。この章では、市民の役割としまして、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加すること、また、まちづくりに関する情報や自分が住む地域に関心を持つことを努力目標としております。

次に、15ページです。第3章、市の役割です。この章では、市の役割としまして、市民が市政について、みずから考え、参加することができるよう、情報を積極的に提供すること、市民の意見等を聞くため、市民参加の機会を積極的に設け、市民の考え、意見を把握し、市政に反映するよう努めることを掲げております。

また、16ページには、市職員の意識改革と職員のまちづくりへの積極的な参加について定めております。

次に、17ページからになります。第4章、協働の推進です。市民参加と協働の推進に必要な方法について記載しております。市が進める市民とのかかわりの深い施策におきましては、市民の皆様に広く意見を求め、市政に反映するよう努めることを記載しております。具体的には、市民に役割を求めたり、市民生活に影響を与えたりする計画策定や条例の制定などを対象といたしまして、アンケートやパブリックコメント、審議会などで広く市民の皆様の意見を求め、市政に反映するよう努めることとなります。

市は、これまでもさまざまな計画策定などにおきましては、アンケートやパブリックコメント、説明会、審議会等を実施しまして、市民参加を進めてまいりましたが、今回、この条例の中に明確化したいと考えています。

次に、22ページをお開きください。第5章、地域自治の推進です。この章では、市において地域自治の重要性を認識し、適切な支援を行うこと、市民に対して、自治会の活動に参加することが望ましいと記載しております。

さらに、24ページからは、地域協議会のことを記載しております。平成24年から26年までに、市内の全校区、21校区に地域協議会が設立されまして、それぞれ、市とパートナーシップ協定を結んでおります。しかし、現在、地域協議会の定義がないままに、市は地域協議会への支援をしている状況でございます。そこで、この章で、初めて地域協議会の組織を明確化しまして、明文化いたしました。

地域協議会の内容としましては、定義と役割、活動を促進するために市が支援すること、まちづくりの拠点としてコミュニティセンターを積極的に活用することを記載しております。

次に、28ページです。第6章、市民活動の推進です。この章では、NPOやボランティア団体などの市民活動団体の役割等を記載しております。市民活動団体の特性と専門性を生かしてまちづくりを推進すること、活動に当たっては、他組織等と連携すること、市は、適切な支援を行うことなどを記載しております。

最後に、30ページをお開きください。第7章、雑則です。この章には、必要に応じて条例を見直すこと、また条例の施行に当たり、必要な事項は、別に定めることなどを記載しております。

31ページです。現在、住民自治やまちづくりに関する条例は、全国で約360市町村、県内では、平成20年の大津町を皮切りに、熊本市、合志市、荒尾市、菊陽町、玉名市でも策定されております。しかし、そのほとんどが、自治基本条例と言われる条例でございまして、条例の最高規範性とか、議会の役割、住民投票などの内容が記載されております。

本市における条例骨子案の特徴といたしましては、条例以上に憲法、法律が優先されますことから、条例の最高規範性は記載しておりません。また、議会の役割と住民投票などにつきましても、既に地方自治法で定められておりますので、この条例で、改めて記述する必要はないものと考え、記載しておりません。

本市の条例の策定におきましては、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた市民参加型の条例を目指しております。特に、地域協議会の役割、地域協議会への市の支援を重点的に掲げております。

本市のような条例は、奈良市、下関市など、約120の自治体において策定されております。

最後に、繰り返しとなりますけれども、平成29年度におきましては、市民フォーラム、タウンミーティングを開催しまして、市民の皆様へ、この条例骨子案の周知、啓発を図り、広く意見を求め、最終的な条例へとまとめていく予定でございます。

条例策定につきましては、決して拙速とならず、市議会の御理解を得るとともに、十分市民の皆様と対話、検討してまいります。あわせて、市民の皆様に対して啓発活動を行いながら、八代市にふさわしい条例の策定に向け、一歩一歩進めてまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

本件について、何か質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） 中間報告ということで、以前から住民自治基本条例とのかかわりで、そこら辺のところ、その都度御指摘させていただいた部分があるのですよ。今、課長がおっしゃられたように、最高規範性と議

会の役割と、もう一つ何と言いなったですかね、は明記してないと。（「住民投票」と呼ぶ者あり）ああ、住民投票。住民投票の部分で、その部分には明記してないし、触れてないからいいだろうというのは、そこの3点を自民党会派がずっと、今まで指摘しとったですよ、実際のところ。

そもそも論から話すと、平成19年の基本指針、坂田市政当時だったんですけど、その後、20年の市民フォーラムからのいろいろあった中で、桑原教授が来られたり、嶋田さんが26年の自治基本条例とは何かというのもあるって、その都度指摘しよったとが、やはり憲法違反であったり、いろんな課題がありますよと。その当時、自民党市議団で、松浦団長であったり、古嶋団長もいらっしやった中で、ありきじゃだめですよという話ば、指摘しとったと思うですよ。

実際問題ですね、この1ページのところの下の、市職員の意識改革に努めることを望むというところは、これはやはり、何ちゅうですか、住民自治を進め、まちづくり協議会とか、住民自治を進めるに当たってサボタージュにとられたらだめですよってという当時の指摘と、それと、市民の巻き込み方を明確に位置づけてってというのは、ここの、今、それぞれまち協の運営と、それぞれ地域性のルールづくりで大変な思いをしとると。今現在でもですね、うちの足元の八千把校区でも、こころ辺が大変な議論になっとなって、まだ、なかなか話が前に進んどらんような状況もありますですよ。

その当時から、ありきじゃいかんような、私の感覚の中で、この中間報告を、今ぱっと見たときに、なかなかありきで進んで、やっぱり来とるような感が否めないというのと、当時ですね、平成20年、21年の当時の、例えば、自民党の県連の勉強会であったり、党本部での勉強会の中でも、その規範性のところ、それと議

会の役割、そういったことをしっかり考えていかなきゃいけないよねということで、以前の総務委員会するときにも、あちこち見たんですよ。岸和田市であったりとか、いろんなところを。それと、自民党会派でも視察を、先進地、その規範性をうたっているところ、うたっていないところを含めて見たときに、あんまり、これがあるからといって、それが先進地事例として、何ちゅうんですかね、すばらしいよねという感触をつかんだところはなかったんですよ。

実際ここまでやって、進めてきた中で、今、中間報告でということなんですけど、もう、このまま指摘していた最高規範性と議会の役割、住民投票、そこら辺のところは外してるから、これで進みたいんだというようなニュアンスで受け取ったんですけど、以前の部長さんたちはずっと、検討委員会ですよ、検討委員会は、条例設置するか、しないかも含めて検討するんですよという話なんですけど、これ見たら、巻き込み方とか、条例制定ありきのような感が否めんとですよ。だけん、実際の部分も、これが中間報告で、またいろいろ進めていって、これは条例制定をやるという方向なんですか、どうなんですか、そもそも論。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 今、成松委員さんおっしゃられたとおりで、いわゆる、今検討委員会のほうで協議を、るるやっておられます。スタートはですね、今言われましたように、条例を制定するか、しないかも含めてということでスタートしておりますので、ただ、条例を制定した場合については、こういう骨子案になるよねということで進んでおるとことで、私のほうは認識をしております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） ということは、骨子案はできてきた中で、必要ないというような、市民参加型の条例、じゃあ、市民の皆さんが、例えば、ただですね、委員さん方とか、いろい

る見ると、やっぱり、スーパー市民じゃないですけど、ある程度いろいろ理解力が高いというか、そういう知識、有識者の人たちも多いと思うので、それで進んでいくところがあると思うんですが、実際、各まち協の方々とか、そういったところの意見をですね、少し吸い上げられたほうがいいと思いますよ。そうしないと、例えば、うちの足元の校区なんかは、非常に、まだ住民自治についても理解が進んでない状況は、御存じですよ、部長も、課長も。話を聞きなると、ごもっともと思いなると思うとですよ。海士江の問題があったり、それと、雇用して、職員さんを参加型で、八千把はモデル的に最初に取り組んだんですよ、見越して。そうしたら、なかなかうまくいかなかった経緯もあったりして、なかなか、この住民自治というのは難しいよねという中に、この条例的なものをですね、また説明すると、少し誤解を招く可能性が高いと思うとですよ。

だから、そういったところが、もうちょっと、何ちゅうかな、委員さん方とか、庁内プロジェクトも、いろんな方々が入っておられるし、検討委員会もですね、いわゆるある程度の有識者の方々ですけど、まち協のですね、それぞれの会長さんとか、地域事情とか、いろんなことも聞いた上で、またより慎重に進めていかないと、この件は、私は、なかなか理解は進まないなあと。これは会派でずっと、平成19年当時から話が出とった部分ですので、確かに課題であった最高規範性、それと議会の役割、住民投票というのは、その当時言われてみれば思い出しなるところがあって、指摘したところを明記せずに、こういう住民参加型のまちづくりなんですよ、まちづくり条例なんですよということは、一定の理解はしますが、まだ賛同は得られない域かなと、私はそぎゃんふうに思いますし、住民自治基本条例というだけでアレルギーがある人たちとか、市民の中に、また何かル

ールで、条例で縛らるっとかいというような意見も多々あつとですよ。これが、まちづくり推進条例というて、文言ば変えただけで、中身はどうなのという話に、すぐでもなりかねんけんですよ。だけん、そういったところは、またより慎重に進めていくべきだというふうに指摘しておきます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 指摘で、お答えは要りませんか。大丈夫ですね。

ほか、ございますか。

○委員（西濱和博君） ちょっと本題の質問をする前に、前語りということで確認したいんですけれども、資料の10ページに、それぞれの言葉に関する定義が明記されてます。ここで、市民とはということで、（1）にございますけれども、いわゆるこれを見ると、社会人だけでなく、通学する者もとなると、幼児教育は別として、小学生からというふうな理解になるんだろうという気がするんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 10ページの下段の解説にも書いてございますとおり、ここは、本市にかかわりのある幅広い人々が、協働のまちづくりの担い手となるようにということで考えております。

以上です。

○委員（西濱和博君） ということは、小学生も市民、その対象と考えてよろしいということですか。再度確認します。

○市民活動政策課長（福本桂三君） はい、そのように考えております。

○委員（西濱和博君） そうしますと、これは、市と市民が、ともに協働でまちづくりをしていこうというような考え方が、前文にも書いてありますけれども、今後これを、仮に条例をつくることは決まってない中で、タウンミーティングだとか、市民との語り合いばするとき

に、その小・中・高校生というのは、話し合いを、議論する相手というふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 今年度の中におきましては、そのような場は設けてございません。

○委員（西濱和博君） 課長さんのほうから、いみじくも、先ほど拙速にならないように進めていきたいというお言葉がございました。また成松委員の質問に、この条例をつくること自体は、まだ決まっていらないが、案たるものを、今手がけていらっしゃるというのが、部長さんの御説明だったと思いますけど、私の認識としても、住民基本条例とは別、異なるものと言いつつも、条例というものをつくるということに向けて取り組んでいらっしゃるんじゃないかなというふうに受けとめてしまうんですよ。ただ、その前提となる、するか、しないかが決まっていなくて、市民に問いかけていくということになると、当然受ける側としては、聞く側としては、内容の吟味というふうな受けとめ方をされるのが普通かなというふうに思うところがあってですね、それが決まっていなくて、地域を巻き込んで議論していくというあり方がどうか、よく私もわかりませんが、その件も含めて十分慎重に御検討いただく必要があるのかなという気がいたします。

以上です。いかがでしょうか。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 先ほども申しましたとおり、十分、拙速とならずに、御理解を受けるところは御理解をいただいて、準備をしながら進めていきたいと考えております。

○委員（西濱和博君） 私たちも、全国いろいろ視察だとか、御意見を伺う中では、住民条例に、まさしく、この目的とする条例に取り組みつつも、いわゆる言葉は失礼ですけど、頓挫したとか、できなかったという、何でそれができ

なかったという理由も明確にお聞きしたりしております。

ただ、今まで八代のお取り組みの経過を聞くと、どちらかというところ、この条例を支持されると思いますか、推進する立場におられる方のお話が多かったんじゃないかなというふうな、失礼な言い方なんですけども、逆に、純粹に、客観的に物事を見きわめるためには、この条例のあり方自体に異議を唱えろとか、よろしくないというふうに控えられた自治体だとか、そういう情報も聞く必要があるんじゃないかなという気がいたします。本当の意味で、よりよき方向を考えるに当たってはですね、そんなことをしていると、時間がかかり過ぎるという御意見も、一方であるかもしれませんが、大事なことかなというふうに思いますので、そこら辺のお考えはいかがでしょう。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 御指摘のとおり、そのような御意見を賜りながら、今後条例が要るかどうかも含めて、今後進めていきたいと考えております。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 今、いろいろな委員さんからのですね、御指摘をいただいているわけなんですけれども、要は、この条例の中にですね、地域協議会の役割といいますか、を位置づけたというのが大きな特徴なのかなと思っております。ただ、それは義務化でなくて、あくまでも、そこはですね、位置づけということで考えております。

ただ、先ほど御指摘がございましたように、地域協議会、まち協の運営の仕方につきましてもですね、まだ、でき上がったばかりで、なかなか不安定な状態で運営をされておられますものですから、そういうまちづくり協議会ですね、御意見等も慎重に伺いながらですね、どうあるべきかということで、前に進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 関連で。部長、今の、例えば、骨子の部分だから、位置づけとか、目安的なとかという、今、言い方のように聞こえたんですよ。条例だいけんですね、条例ていうことは、市民の皆さん方がどう捉えるかっていうところが、一番の難しいところなんです。だから、条例ちゅうのは、あくまでもルールですから、そのルールを守らないかんという捉え方に、市民の皆さんは絶対なるとですよ。条例ば目安ですとか、位置づけ的な条例でということはないかな。条例は、あくまでもルール、いわゆる町の法律みたいな、先進地事例でも失敗しるところは、ただ、そこなんです。条例にしてしまっただけ失敗したとか、条例じゃなくて、ほかの、今言われる、部長が言われた、まさに目安的なものとか、位置づけ的なものの考え方のものであれば、ものの本であればいいんですけども、これが条例ということになると、なかなか市民の皆さん方の受けとめ方ということも、強く受けとめられる部分もあるだろうし、いろんなことがあるということですので。そこはどっちにとつとよかですか。これは骨子の話がそういうことですか。条例は目安とか、位置づけということじゃなかわけでしょう。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 済みません、私のほうで説明不足で申しわけございません。

条例は、やっぱり議会の御同意を得ましてですね、団体意思決定でつくり上げているものがございますので、条例ができたということにつきましては、市民も、行政も、やはりそこは遵守していくということになるかと思えます。

ただ、いかにして御理解いただけるかという努力は、私たちの行政の責任でございますので、その責任の中でですね、いろいろな方の御意見とかを聞きながらですね、今後どのようにしていくかということを進めさせていただければというふうに考えています。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 今の部長の説明で、大概理解はしとつとですけども、ただですね、これ、参考までに、市職員さんとかいうか、行政の中にも、これは条例制定ありきで、余りにも拙速感が否めないというような方もいらっしゃる。地域の中にもいらっしゃる。やっぱり、そういったところは、きちりですね、コンセンサスとりながら、進めていかないといかんところでの、より慎重にという話ですし、課長が言われる拙速にならないようにというところは、しっかりやっていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 市がですね、パートナーシップの協働の相手方として位置づけておられる、その地域協議会、この位置づけを明確化しようということが、第5章あたりでですね、うたってあるのかなというふうに思います。

今の現状からいけばですよ、地域協議会を通して、地域要望あたりの取りまとめをしながら、市の要望としてですね、まとめるというルールが、二、三年前からね、やられてるということで、所管課、他の担当課あたりに要望とか出しますと、そういうルールがありますからということですね、おっしゃられるところもあるんですけど、その地域協議会の位置づけがですね、市が対等な相手として認め得るものなのかというのがですね、今のところ根拠がない任意団体ですよ。町内会の連合体であったりとか、それに、今まであった体育協会さんだったりとかというのが一つの組織の中に位置づけられているというだけで、この条例の全体を見ますと、例えば、ある部分ではボランティア、奉仕の精神でやるべきものを条文化、明文化するという部分と、それから、例えば、補助金とか

交付金だとかというものを、市とやりとりをする中において、相手の立ち位置が明確でないという部分もありますよね。その位置づけはですね、やっぱりルールとして、相手を対等な立場としてですね、何かしらの組織、法人とはいいませんけど、そういう位置づけをですね、やはり確立する必要はあるんじゃないかなと。

全て条例の中で、どこまで、何を決めるのかというのは、今みたいに、観念的なものを明文化するというものと、それから、具体策としてしなきゃいけないものというのは分けられると思うんですよ。そこら辺の説明を、これから地域の方々とですね、協議をされる中においては、微妙なバランスがですね、やっぱりあると思うんです。そこら辺をちょっと、これからされるということであれば、ちょっと頭の片隅に置いていただいてやられるとかがかなというふうに思います。

何かコメントがいただければ。

○委員長（堀口 晃君） いかがでしょう。

○市民活動政策課長（福本桂三君） おっしゃるとおり、先ほど部長からもありましたけど、一番私が、今気になっている点は、地域協議会が、何も定義がないままに、現在の状況に來ているというところでございます。その中で、地域協議会の中でも、ある人がおっしゃってましたけど、もろさがある、そこは十分に認識しております。こういうもろさの中で、市が支援していくというのが、一番の課題だと思っております。そういう意味の中でですね、この地域協議会というのを、何らかの形で、市が定義づけをということで、今回は地域協議会をこの中で重点的に置いた点でございます。

この分を含めまして、今後、各まち協あたりともですね、いろんな検討、意見の交換をしながら、さらには、各まち協へも10回以上出向きまして、そういった意見をいただきながら、今後進めさせていただきたいと考えておりま

す。

以上です。

○委員（中村和美君） 要望でございます。28年から30年、2年間、23名か、各組織、最たるメンバーがおいででございますので、できれば、もうちょっと小まめに中間報告ちょうか、議会にはやったほうがいいんじゃないかなというふうに希望しておきます。会議の流れとかですね、こういうものですね。

○委員長（堀口 晃君） ほか。

○委員（鈴木田幸一君） これはですね、実を申しますとですね、非常に大切な問題でありまして、特に、推進してつくっておられるちょうか、理解しておるもんだから、注意してもらいたいのがですね、行政機関がですね、自分たちの持っている権力ですよな、日本というのは、司法、行政、立法という、その3つの権力機関で一つのまとまりができるといいますが、この日本なんですよ。この一部をですね、その一部、どれだけ協議会に与えるかちょうか、大きな課題になってくる可能性があるんですよ、これは。だからですね、ややもすれば、自分たちで自分の首を絞めるということもあるし、このことについては十分に、本当に検討していかなければですね、美辞麗句を並べて、本当にいいなあ、いいなあ、いいなあって。ところが、後で考えたところが、自分たちの首を絞めていたってことにつながりかねません。特に、こういった協議会に入っておられる方々は、果たしてそこまで考えて、これをつくっておられるかちょうか、非常に疑問なんですよ。

だから、先ほど委員さんが言っておられますけれども、つくり上げたところが失敗したっていうとはそこなんですよ。そこばですね、本当に考えとかなければですね、日本というのは、先ほど言いましたけれども、司法、行政、立法という権力機関ですね。だから、一般の市民の

方に権力を与えてないですよ。全て3つの機関が権力としてまとめていたというのをですね、十分に認識しておらなければ、皆さんがですね、もし、行政マンをやめたときですね、非常に、そのあおりが来るというのをですね、考えておっていただきたいなあと思います。

だから、このことについては、どんなに、本当にすばらしいものができているなあというふうな感じ方をするんですけども、根本を考えているのだろうかというとき、大きな疑問が残るちゅうのも、私は言っておきます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 今、鈴木田議長が言われたような部分でですね、一番当初出とったとは、こういうのをつくったときに、議会不要論、職員さんも不要論、もう要らん、要らんで、ほんならば、全部各校区単位で、何もかんも、この条例にのっって決めて、住民投票で云々というような、そういうふうになったらどうするのというところを、当時指摘したときに、その当時の部長さんも、まさにそのとおりで、その辺が難しくと、しかし、条例制定ありきの部分も否めなかった部分があるというような云々の話があったんですよ。だから、今、課長は、その経緯も含めて、最高規範性、住民投票、議会の役割というところは明記してませんということなんですけど、今言われたように、職員さんたちが要らんみたいな話になって、住民自治の、例えば、今八千把のまち協がいろんなことを、御意見が出るとするのは、そんならもう、要らんじゃなかかて、市職員さんたちは、何もかんも要らんじゃなかかていう捉え方になってしまうわけですよ。だけん、そこなんです、大事な。だから、そこが、今、いみじくも首絞めないようなというふうな話になっとつとですけど、やっぱり行政の

職員さん方は職員さんの役割、議会は議会の役割というのを、きちんと踏み分けた中で、ただ市民の皆さんは、これだけ、どうなんでしょう、参加していただけませんかとか、一緒に頑張っていたいただけませんかという謙虚な持っていき方にしないと、職員のごぎやしごだいけん、あとはせんとですよ、議会はぎやしごだいけんせんとですよ、あとは市民の皆さんやっってくださいよねというふうに映ってます、今。おどな、何、今から年寄りばかりになって、そぎゃんでくるもんかていうところが反発してんですよ。だから、逆に、いや、ここまで踏み込んでとか、この部分まで我々も頑張ります、議会もここまで頑張りますと、その中で、市民の方々も、こういうところをお手伝いいただけませんかというような謙虚な持っていき方を、もうちょっとする必要があるのかなと。そうしたら、必ず理解を得られるというふうには思うんですけどね。

そういう方向で、ぜひよろしくお願ひします。

○委員（亀田英雄君） 今まで取り組んでこられた成果が、少しずつ見えてくるのかなというふうな気がいたします。

八代市が何をもって協働のまちづくりを進めているのかというものがですね、見えて来つつあるというような段階かなというふうに思っております。

これからも、いろんなところに気を配りながらですね、八代市が何を目指していくのかということの研究しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（前川祥子君） いろいろと不安な意見もありましたけども、結局条例をつくりたい、つくったほうがいいのかというような検討の中で、これがやられているということですから、

結局は市のため、市民のためという思いが、そこにあるのかと思います。

来年の、平成30年5月というような報告が、市長になされるようでありますけども、先ほど中村委員もおっしゃいましたように、この間ですね、やはり総務委員会のほうだけでもですね、御報告が随時あっていただければと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければですね、この件について、委員として質疑をしたいと思しますので、暫時副委員長と交代をしたいと思します。

○副委員長（堀 徹男君） それでは、暫時委員長の職務を交代しますので、よろしく願います。

○委員（堀口 晃君） 済みません、今のお話を聞いてですね、これからどういうふうに進んでいかれるのかなと、非常に心配になったところなんです。というのが、もう既に、7月、9月、10月という部分で、この検討委員会を、8、9、10回をやっているという、もう目の前のございますよね。それと、市民フォーラムということで、基調講演ということで、条例骨子の説明をされて、東国原元知事に講演を依頼していらっしゃるという現状がある。今、いろいろお話を聞いてみると、まだ、つくっても決まっていない、つくろうとしているのかどうかもわからないという状況の中ですね、これからどんな進め方をされていかれるのかな。いや、まだ決まっているわけじゃない、条例をつくるなんて決まっていんですよというふうなことで、その会議を開催されるのか。もしくは、この条例を、もっと市民の意見を反映させるために、もっとよりよいものにするために、条例をつくるという方向で行かれるのか、これ

もまだわからないという、こんなことではですね、集まって何を話すのという、まずは、僕は、最初に決める必要があるんだろうと思う。なぜ必要なのかという、条例がね、なぜ必要なのかということが、そこないと、多分進んでいかない。だから、条例をつくるんですよ。いやいや、まだ早いよ、まち協なんか見よっても、まだばらばらの状況の中で、この条例をつくるなんてとんでもないよという、こんな話は、もうずっと前にあってないといけない話だったんだろうと思うんですけども、これから先のことについてはですね、どういうふうな進め方をされるのか、今の、この総務委員会の中の議論を聞いてですね、どういうふうに、今お感じになっていらっしゃるか、そこをお聞きしたいです。済みません。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 今の、これからの流れとしましては、まず、条例の骨子ということで、つくるのであれば、こんな条例にしたいんですよという部分の、条例案ですね、こういう分をお示しして、市民の皆様にお示しして、市民フォーラムだとか、タウンミーティングを持っていきたいというふうに考えます。

その中で、いや、こんな条例は要らないよという部分の御意見があるかもしれません。いや、ほかにいろんな、さまざまな意見が出てくるかもしれません。それを受けとめて、最終的に報告をさせていただくということになります。

○委員（堀口 晃君） つくるのであればということと、つからないという方向性もあるという、この2つは併記しながら、お話をしていくという、こういうことでいいですか、もう一回。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 選択肢としては、市民の皆様には、不要論というものもあるかもしれません。そういう部分も念頭に置き

ながら、つくるのであれば、こんな条例なんですけどもという部分をお示ししながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（堀口 晃君） その中でですね、今、条例というふうに、非常にこだわったものがあるんですけども、条例ではなくて、ちょっと違う形での内規的なものというふうな規定という、まちづくり規定みたいな形、条例ではありませんという、こういった選択肢も、中にはあって、今つくってらっしゃる部分については、非常にいろんな意見があって、非常にわかりやすく、協働によるまちづくりという部分が、よくわかるようには、私、感じたところです。その縛りがある、この条例を制定したときには縛りがある。でも、規定だったら、別に守っても、守らなくてもよかよという、こんなことをやってみましょうねという、規定づくりというふうなものの考え方というのは、何も条例に限らず、条例となると守らばいかん、先ほどから、憲法みたいなもの、ルールだから、これは守らばいかん。その中において、職員がね、まちづくりに参画をしていかなければならない、努力しなければならないとなると、職員の皆さんは、これ条例違反だよ、参画しなかったら条例違反になってくるよ、なんていう話にもなる可能性があるわけですよ。ですから、私は、条例をつくることについては、決して反対でも、何でもなし。ただ、今の皆さんの意見を聞くと、条例という部分に縛られるということが、なかなか難しいんじゃないか。それを規定という形でやっていきながら、3年後ぐらいには条例をつくってもいいかなんていうことで、皆さんにお諮りをして、また条例をつくるのかという、こんな話もあると思うんですけども、そこについては、課長、いかがです。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 今の市の進め方としましては、市政へ参加を推進する体制というのを、行政内部の要綱とか、規則にと

どまらずに、条例制定することで、行政内外にはっきりお示しするという立場をとってきておりました。

委員もおっしゃったとおり、今後においては、条例にとどまらず、いろんな方法を模索していきたいと考えております。（委員堀口晃君「ありがとうございます。以上で終わります」と呼ぶ）

○副委員長（堀 徹男君） それでは、委員長の職務を委員長と交代します。

○委員（成松由紀夫君） 今、委員長が言われたところだったんです。まさに、私も出てくるかなと思ったんですけど、今、そういう考え方もあるということですので、例えば、これが指針だったらですね、まちづくり推進指針というふうなものであれば、すばらしいものだと思うんですよ。

そこは、例えば、不要論があるとおっしゃったんですけど、私も不要論、大分聞いてます。今のまち協自体もですね、ぎゃん、まち協って、最初美辞麗句、いろいろよかごつ聞いて、公民館で飯も食われる、何もさるっとか、いろいろよかごと言わしたばってん、やってしまえば、もう前がよかったって、前んほうがわかりやすうして、総合社会教育推進協議会がよかったって言いよらす高齢者の方も、事実多い。

今のこの部分も、条例になってしまうと、やっぱり条例違反だ、何だっというふうなね、話にもなりかねないので、これが指針になる可能性というのは、含みとしてありますか、ありませんか。例えば、条例にならないときですよ。

○市民活動政策課長（福本桂三君） それも含めまして、この検討委員会のほうで、ちょっとお諮りして、進めていきたいと思っております。（委員成松由紀夫君「やっていくということですね。考えられるということ」と呼ぶ）検討委員会のほうにお示ししたいと思っております。

○市民環境部長（國岡雄幸君） いろんな方々

からのお話を聞いて、なおかつ、議会の御意見等を伺いながらですね、そこは方向性を固めていきたいとは思っております。

以上でございます。

○委員（鈴木田幸一君） 東国原さんですね、この人は推進派でしょう。そして、准教授の澤田道夫さんも推進派でしょうね。結局、そういうことですよ。

皆さんの意見を広く聞くということの方針じゃないんですよ。この方針で行きますよという、明確にしたとば、ここの中では、言葉を上手に変えながら言っているだけです、この執行部の方々は。指針と方向は、もう決めとつですよ、皆さん。だから、東国原さんなんです。だから、澤田准教授なんです。このことをですね、やっぱりごまかしちゃいかん。私は進めますよ、そのかわり、その責任とりますよというだけのな、それだけの、やっぱり気持ち持って、これ臨まんばいかんてことば、私は言いたい。これは、そういったな、ものば含んどつですよ。

だけん、今ですね、まち協なんかでも出てくつとがですね、これしこやってから、あとはしてくださいって、私たちはもう、それ以上しませんよっていう状態があって、何ばしていくかわからんという話ば、本当に、成松委員のあれじゃないけど、聞くんですよ。まあ、今から育たんばならんからと思うて言っても、その声はふえる一方で、減る一方じゃないんですよ。そういうことなんです。それを中心としたところの、この協働のまちづくりの推進としていくなれば、物すごく危険性があるということなんです。だから、今、ここでも非常に、意見が出てくつとは、慎重してください、慎重にしてくださいというのに、もう、あなた方は慎重じゃないんですよ、全く慎重じゃないんですよ。もう推進なんです、確実に。だけん、それが一番危険だということを、私たちは言いた

い。（「私たちじゃない」と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい、私は言いたって思います。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ということで、今回は、中間報告ということで、取りまとめられた分を、今報告をいただいたところであります。

今後、総務委員会の中においてですね、いろんな話し合いがなされたときには、報告のほうを、今こういうふうに進んでいるというような状況をですね、報告していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） では、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況についてを終了いたします。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後2時40分 小会）

（午後2時41分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市公共施設等総合管理計画について）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

次に、八代市公共施設等総合管理計画についてをお願いいたします。

○財政課長（尾崎行雄君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の尾崎です。よろしく願います。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（堀口 晃君） 尾崎課長、ちょっと時間ほうが押してますので、できるだけ簡潔にお願いをしたいと思うので、よろしく願います。

○財政課長（尾崎行雄君） はい、わかりました。よろしく願います。

それではですね、本年の2月20日に、公共施設等総合管理計画の素案を説明させていただきましたが、その資料が、今お配りした資料でございます。

その後ですね、パブリックコメント等を経まして、3月末に策定いたしております。

それでは、お手元に配付しておりますが、今回策定後に説明用として作成しました、総務委員会（所管事務調査資料）の本計画と、追加の配付しました前回の素案時点との変更点を、それぞれマーカー表示にて示しております。

変更点が、全部で40ページほどございますが、その主な内容は、数値の精査を行った結果、訂正を行ったもの、また文言の訂正を行ったほか、新しい資料への変更など、できるだけわかりやすい表示等を心がけております。

また、内容、方針等につきましては、素案時点から変更しておりません。

参考までに、変更箇所を具体的に申し上げますと、1ページをお開きの上、見比べていただきますと、中段に、素案時点では、高齢化率が15歳未満の年少人口率の4倍ほどと表示しておりましたが、確認の結果、4倍を2倍に訂正しております。

また、素案時点で表記しておりました、下段の2行、「本市においては云々」としておりましたが、次の2ページにも同様の表記があったことから、こちらを削除しております。

このような形で、訂正を行っております、事前に配付しております資料と、それぞれのページを見比べていただければ、どのように変更したのか、おわかりいただけると思っております。

訂正箇所の全てを説明しますと、時間がかかりますので、まことに申しわけありませんが、これで説明を終わらせていただきたいと思います。

また、今回本計画の策定に伴いまして、概要

版も作成しておりますので、配付させていただいておりますが、これは、本編のポイントをまとめたものでございます。参考にいただければと思っております。

あと、今後の予定といたしましては、本計画に沿った個別計画を、平成32年度までに策定予定であり、計画における目標数値である40年間で40%削減を達成できるよう、推進委員会等を創設し、進捗状況を管理するなど、推進することとしております。

以上で、公共施設等総合管理計画の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 課長、ありがとうございました、御協力いただき。

訂正箇所が幾つかあるということでの、きょうの説明でよかったですよね。

○財政課長（尾崎行雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ということで、何か質疑、御意見等はございますか。

○委員（亀田英雄君） 前回視察に行ったところでは、職員がつくったちゅう話を聞いたんです。それは、もう、じゃなちゅう話は知ってます。それは、もう、じゃなちゅう話は知ってます。それは、もう、じゃなちゅう話は知ってます。これは、やっぱりコンサルですか。自前ですか。

○財政課長（尾崎行雄君） こちらにつきましては、コンサルにお願いした本編からですね、抽出して作成しております。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君）

今、課長が申しましたとおり、今回お持ちした概要版については、コンサルのほうが作成しておりますが、今後の住民説明会を考えたとき、前回の委員会でもございました、わかりやすい概要版ということで、市民向けのやつも、ちょっと作成しております。

きょうはちょっとお持ちしておりませんが、そういったやつも御用意しております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） それは、職員がつくられたんですか、それとも……。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君）

そうですね、一応この概要版をもとにしまして、データとか取り出して、文字数とかが多うございましたので、わかりやすい図式とか、そういったやつを活用して、入れさせていただいております。

○委員（亀田英雄君） そんな話だったんですが、大事な計画と思うとですよ。なるだけ職員の方で、手ば入れていただければ、何となくいいものができるんじゃないかなと思います。金太郎あめのようなじゃですたい、それもう、魂の入らんとですもん。そこは重々に感じていただければなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 1点だけですけれども、資料、新しくお配りいただいた69ページに、計画の進め方ということで、PDCAの基本的な考え方が書いてありますが、今回、この計画が正式に決まったとしまして、いろんなことが、その都度、その都度動いていくというふうに思うんですね。先ほどおっしゃった40%目標に向けて、ことしどれくらい進捗したかとか、財政事情も変わってくると思うんですけど、見直しの期間というのは、おおむねどういったスパンで、毎年度見直し作業ってされるのか、ある程度スパンを区切っていかれるのか、そこら辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君）

本計画のですね、済みません、2ページに、ちょっとございますが、この総合管理計画自体は、40年間を、大体4期で分類させていただいております。1期から4期までございます

が、今度作成する個別計画というやつが、大体実施に向かって頑張っていかなばんやつになってくるんですが、そちらも1期ごとの、大体10年スパンという形で取りかかっていくやつを、今からの説明会あたりでの、しっかりしたところは、皆さんにお伝えしとらんとですが、5年周期ぐらいで、1期を分けて、グルーピングして、取りかかっていくやつ、後期の、そしてまた、その中で見直しを5年後とか、状態がどうふうになるかを見通しながら取りかかっていければという形で考えてはおります。

○委員（西濱和博君） 一応承知しました。ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 消防署の施設とですね、これは直接広域事務組合がありますから、向こうでされる計画だとは思いますが、結局財政的に負担金という形で、八代市からも、ほぼ出てるわけですから、総合計画の中にはですね、やはり広域化されてる団体の分も、計画の中には位置づけてですよ、うたい込めなくてもして、何らかの形で、消防署の管理自体は、個別計画でいいでしょうけど、そういうものもですね、例えば、複合化だとかいう計画を立てるときにですね、何らかの形で盛り込めるような観点を持っていただきたいと思います。そうしないと、広域は広域だから、それは別。でも、財政的には負担金としては変わらない。それじゃあですね、行財政改革というのはいけませんので、ぜひその観点をに入れていただきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） 要望でいいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、八代市公共施設等総合管理計画についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と

呼ぶ者あり)

・行財政の運営に関する諸問題の調査（市県民税の特別徴収税額決定通知（マイナンバー付）の誤送付について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、市県民税の特別徴収税額決定通知（マイナンバー付）の誤送付についてをお願いいたします。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 市民税課の碓塚です。よろしくをお願いいたします。座りまして、説明させていただきます。

お配りしてます資料ですけれども、平成29年6月22日総務委員会所管事務調査資料、右下に市民税課と書いてありますが、よろしいでしょうか。両面印刷になっております。

今回、市県民税の特別徴収税額決定通知書、マイナンバー付の誤送付についてということで、御説明を申し上げます。

今年度から、マイナンバーを特別徴収税額決定通知書に記載の上、送付ということになっておりますので、個人情報載せてということになりましたので、慎重な取り扱いが必要であったんですが、1件だけ、1名分だけ誤った送付がございました。

2番の経緯を見ていただきたいと思いますけれども、平成29年2月14日、A社の給与支払報告書、誤ってB社の法人番号が記載されたものが送ってまいりまして、受け付けをいたしました。誤りに気づかず、B社で事業所登録をいたしました。

それから、5月の8日、B社へ特別徴収税額決定通知書を送付いたしました。同12日にですね、B社から通知書記載の従業員はいないという連絡が入りまして、誤っていることがわかりました。

A社の給与支払報告書を確認いたしましたところ、所在地の異なるB社に送付していたということが判明いたしました。

3番目の原因ですけれども、A社から提出を受けた給与支払報告書に、B社の法人番号が記載されており、市では、国税庁法人番号公表サイトでの法人番号確認を行ったものの、同じ名称の事業所であったため、誤りに気づかず、B社で事業所登録を行ったものでございます。

裏面のほうを見ていただきたいと思います。こちらのほうに、図で紹介しておりますけれども、会社名が、同じ_____というところで、菊池市の_____という会社だったんですが、そこが給与支払報告書に記載すべき法人番号を、誤って宮城県気仙沼市の_____という会社の法人番号を記載して、八代市のほうに送ってきたと。八代市は、その番号を間違いというふうには思わずにですね、そのまま登録をしてしまいまして、そして、送った先が、宮城県気仙沼市の_____という会社を送ったということです。これが原因ということになります。

それから、表に戻っていただきまして、4番の当事者への対応ですが、発覚した5月12日金曜日にですね、B社へ電話連絡をいたしまして、別事業所の特別徴収税額決定通知書を、誤って送付したことを伝えるとともに、おわびをいたしまして、返信用封筒を送付しますので、返信していただくよう依頼をいたしました。

5月15日月曜日、A社及び当該従業員へ電話連絡、この方の個人情報が漏れたわけですので、当該従業員へ電話連絡をいたしまして、状況を説明するとともに、おわびをいたしまして、理解をしていただきましたので、特別徴収税額決定通知書、本来送るべきものを送付いたしました。

17日水曜日、B社から特別徴収税額決定通知書、誤って送ったものを回収いたしました。

個人番号につきましては、悪用されるおそれとかがある場合には、変更することも可能ですが、今回の場合は、当該従業員さんに確認した

ところ、番号の変更はしないという回答を得ております。

それから、5番目、報告、公表ですが、今回の個人情報の漏えいがあった場合にはですね、総務省へ報告するのがございまして、まず、県を通じて報告するものですから、県の市町村課税政班へ報告いたしまして、翌25日には、個人情報保護委員会、国の機関ですけど、個人情報保護委員会、及び同じ県の市町村課の行政班への報告もいたしております。

翌26日に、記者クラブ担当箱へ、報道資料を投げ込みいたしました。この結果、新聞社から3社、それから、テレビ局から1社の問い合わせがっております。

6番の再発防止策でございますが、事業所登録の際は、複数の職員で確認を行うとともに、新規分については、この新規分と申しますのは、八代市が初めて特別徴収税額決定通知書を送る会社が初めて出てきた場合の話ですけど、新規分については、特別徴収税額決定通知書を発送する前に、法人番号、事業所名、所在地、送付先等、再度の確認作業を徹底するというふうにいたしております。

実際、他の事業所、新規事業所、全て確認いたしました。ほかに誤りはございませんでした。

以上、報告をいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

何か御意見、御質疑ありますか。

○委員（西濱和博君） 済みません、御報告の趣旨と、ちょっと違うお尋ねになるかもしれませんが。恐縮ですけども、今いただいた資料の後ろに、今回の当事者たる事業所の名前がありますよね。その名前を公表されて、差し支えなかったんでしょうか。（理事兼市民税課長 碓塚康浩君「公表、報道資料には載せてはおりません」と呼ぶ）ここで話されたら、オフィシ

ヤルになるじゃないですか。

だから、このマイナンバーの個人さんの問題と、過ちになったところの当事者の会社さん、A社、B社、A社、B社はいいけど、名前まで話すはいかがしたものか。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 法人番号につきましては、先ほど申しましたように、国税庁のホームページのほうでですね、検索サイトで、載っておるものですから、誰でも自由に見ることはできるんですが、今、おっしゃられたように、今回のこういう情報漏えいの件に関して、会社名を出すというのが、いかがなものかということで、確かに出すべきではなかったのかという気はいたしますが、はい。

○委員（西濱和博君） そういう御説明があったのは、もう戻れないんですけども、以降、この件については、やはり差し控えられたがいかなと思います。ここの視点の、いわゆる情報管理というのを、市のほうでもう一度しっかり、情報政策課を含めてですね、御検討いただく必要があるんじゃないかなというふうに感じます。

以上です。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 確かに、報告書のほうにはA社、B社としておりますので、裏のほうにもですね、A社、B社とするほうが妥当だったかなというふうには思っております。

○委員長（堀口 晃君） これから気をつけていただきたいと思います。

○委員（中村和美君） 再発防止の中で、法人とか、事業所、所在地、こういうのを再度確認作業を徹底するということですが、これは当たり前のことであって、そしてまた、複数で確認するというのはちょっと、何といひかな、無責任といひかな、他人任せになりやせんかな。だから、担当者はぴしゃっと、この個人番号とか、送付先とか、責任持ってやるということですか。

ね、やったほうがいいと思います。複数の職員という、責任逃れの感もあろうし、そして、誰かに、じゃあ、私が間違っても、誰かが引き継ぐなんていう気持ちにならんとも限りませんので、ここは、もうちょっと個人に仕事は責任を持たせるという文章で書いたほうがいいんじゃないかなというふうに、私は思いました。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） ここで申しまして複数のというのは、結局1人だと、見間違いがあったりして、チェックが、結局きかないんじゃないかということで、複数の職員が見ることによって、もし、誤っていた場合に、確認、発見ができるのではという意味でのですね、複数という意味でございます。

○委員（中村和美君） そうなると、複数の、ほかの仕事もせんぱんということになりゃせん、確認するちゅうことで。そういうことを言いたいから、余り複数という言葉は使わないほうがいいんじゃないですかという、私の気持ちでございます。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） A社さんが、そもそもB社の法人番号を書いて送ってきなされた。たまたま同姓同名だったから、疑いもせずにといいことですかね。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） はい、そうですね。個人名が同じで、結局番号が、誤っているという認識が、まず、正しいというのを認識して、前提でものを見ているというか、そういうところがあった。住所が違っていたというところをですね、気づくべきだったかなというところがあります。

○委員（堀 徹男君） そういう事例はですよ、ほかにもあるかもしれませんよね、同じ法人名だったりとか。今から先もですよ。そこら辺は、改善されていくという話ですから。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ちょっと小会いたします。

（午後3時01分 小会）

（午後3時04分 本会）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

執行部から、先ほどの発言について、発言がありますので、執行部のほう、お願いいたします。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 先ほどの私の答弁の中で、一部会社名を発言しましたので、その部分につきまして、発言の取り消しをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 執行部のほうから、先ほどの発言について、法人名の部分を取り消したいという申し出がありました。

この取り消しを許可するのに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、執行部からの発言の取り消しの申し出を許可することにいたしました。

ほか、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、市県民税の特別徴収税額決定通知（マイナンバー付）の誤送付についてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市情報ネットワークの障害について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、八代市情報ネットワークの障害についてをお願いいたします。

○企画振興部長（宮村明彦君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振興部長の宮村でございます。よろしくお願

いたします。

所管事務調査の御説明に入ります前に、一言おわび申し上げます。

このたびは、企画振興部の職員が公金横領の不祥事を引き起こしてしまい、市民の皆様方に市政運営に対する信用を失墜するような行為を起こさせてしまい、心からおわび申し上げます。

企画振興部長として、このことを重く受けとめておりまして、幹部職員に対しまして、綱紀粛正の徹底、並びに再発防止につきまして指示をしたところでございます。このたびは大変申しわけございませんでした。

それでは、所管事務調査の説明に入らせていただきます。

八代市情報ネットワークの障害につきまして、担当課長から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） 情報政策課、生田でございます。

6月12日に発生しました情報ネットワークの障害発生について、説明させていただきます。着座で説明させていただきます。

まず、障害発生の日時でございますけれども、覚知いたしましたのが、平成29年6月12日月曜日8時、これは担当課からの電話で発覚をいたしました。

復旧をいたしましたのが、同日の9時30分ということになります。

障害の内容につきましては、機器の故障に起因する障害によりまして、証明発行などを行う窓口系のネットワークの端末139台が、起動できない状態となりました。

応急手段といたしまして、別系統のネットワークにございます内部事務系のパソコンを疑似的に窓口ネットワークに接続して対応いたしました。

ただし、専用機器を使用します印鑑登録につ

きましては、手続ができない状態になったということでございます。

また、疑似的に接続できます端末の台数につきましても、制限がございましたものですから、印鑑登録以外の手続についても、処理に時間がかかる状態となったということでございます。

この状態が、業務開始の8時30分から、復旧作業が終了いたしました9時30分までの1時間継続をいたしました。

この障害によりまして、各種手続のために来庁されました市民の皆様を初め59名の方々に影響がございまして、最大1時間お待たせをしたというケースもございました。

また、郵送や御自宅への直接のお届け、また改めて来庁をしていただくといった対応をしたケースが17件ございました。

障害の原因でございますけれども、平成29年の6月11日、障害の前日でございますけれども、夜の23時14分ごろ、窓口系ネットワーク端末の接続管理を行うシステムなどを搭載しましたサーバーのハードディスクと呼ばれる装置が故障をいたしまして、当該サーバーが起動できずに、結果といたしまして、当該ネットワーク上の端末の起動ができなくなったということによるものでございます。

障害の対応及び今後の再発防止策でございますけれども、故障したサーバー上のシステムを別サーバー上に復元して復旧を行いました。

再発防止のため、故障したサーバー上のシステムのうち、最も重要な端末の接続管理を行うシステムにつきましては、二重管理をした環境上に構築することといたしました。

二重構成といたしましたので、一つの機器が故障しても、もう一つの機器で代替するという環境のほうに移しております。

また、サーバー上、その他のシステムについてもクラウド化ということで、遠隔地にござ

ますサーバーセンターのほうのサーバーに載せかえまして、安全性を図っております。

また、今後システダウン時のアラートの発報など、障害を早期に覚知できるようなシステムの導入ということで、今回は前日の6月11日の深夜に発生しましたものが、発覚したのが、翌日の8時ということで、故障の際に、アラートなどをいたしまして、メール等で職員に知らせるようなシステムの導入を図って、いち早い対応ができるような措置をとっていききたいというふうに考えております。

以上、御説明とさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） 今、説明が終わりましたが、何か質疑、御意見等ございますか。

○委員（中村和美君） 職員さんたちというのもいいでしょうが、警備員さんかな、1人当直がおんなると思いますので、そこに警報が出るようなシステムも一つの方法じゃないかというふうに思います。そして、そこから職員さんなり、部長なら部長に連絡するとかいう方法もあると思いますので、そこを考えていただけたらと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） もうないでしょうね。二重化できてない、大丈夫でしょうね。僕質問して、ほら、二重化してますから、安心ですという答えをいただきましたので、ええっと思いましたがよ。ほかにあればですね、早急に対応をとっていただきたい。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） 他の同様のサーバーにつきましても、再度確認ということでしたしております。

完全二重化と申しますか、二重化いたしておりますのは、ネットワーク内の主要機器ということで、その他附帯機器につきまして、全部二重化ということは、経費の面につきましても、かなり難しい面もございますので、その辺は、

極力そういったことがないように、今後調査を進めまして、二度とないような形で進めていきたいと思えます。

絶対ということは、ちょっと申しませんけれども、なるべく少ないような形でですね。

○委員（堀 徹男君） 絶対はないですけど、今の御時世ですよ、パソコンシステム使えなかったら、1時間で回復できたからよかったものですね、これが3日も、4日もなっとつたら、大変な事態じゃないですか。そのコストもかかるでしょうけど、どっちがですね、どうかというバランスも考えて、やるべきことはやらないかんのかなと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 今回、非常に突発的というか、緊急事態が発生して、速やかに御利用なさっていらっしゃった市民の皆様には御説明といたしますか、対応なされたと思いますが、その後自宅へ届けられるとか、最善の御対応をなさってこられたというふうに思いますが、今回の一連の件で、市民の皆様方から、今なお、この件について、何がしか問題提起なされていらっしゃるとか、そういうような課題はございませんでしょうか。一応、皆さん御了解、御理解いただいている状況か、そこを確認させていただきたいと思えます。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） その時点におきましては、かなりのお客様のほうからの御意見はいただいたと思えますけれども、その後につきましては、今のところ、聞き及んではおりません。

○委員（西濱和博君） 安心しました。常時の、平静の業務とは別に、こういう誰も予想しないときの接遇というのが、非常に大事になってくるかというふうに思いますが、今の御説明で安心しましたので、引き続き、これを一つの教訓、いい経験としてですね、今後の窓口対応

に生かしていただければなと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、八代市情報ネットワークの障害についてを終了いたします。

それでは、しばらく休憩いたします。3時25分から再開いたします。

（午後3時14分 休憩）

（午後3時24分 開議）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（市町村合併検証報告書について）

○委員長（堀口 晃君） それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

次に、市町村合併検証報告書についてをお願いいたします。

○企画振興部長（宮村明彦君） お疲れのところ大変恐縮でございます。

市町村合併検証報告書につきまして、中身につきまして、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。それでは、着座にて説明させていただきますと思います。よろしく願いします。

お手元に配付しております資料の市町村合併検証報告書のほうと、概要版とございますが、報告書のほうをもとに御説明をさせていただきますと思います。

まず、この報告書でございますが、平成17年8月の市町村合併から10年が経過しましたこと、また、今年度末で八代市総合計画の計画期間が終了することから、さまざまな統計データや市民アンケートをもとに、八代市地域づくり会議を通じまして、市民の皆様の御意見を取

り入れながら、合併の効果や課題を検証し、今後のまちづくりに生かすために作成したものでございます。

検討していただきました八代市地域づくり会議につきましては、市町村合併後に設置してありました地域審議会、こちらのほうが、平成27年度末で設置期間が終了したために、市民の意見をきめ細やかに施策に反映させることを目的に、28年4月に新たに設置したものでございます。

この報告書における検証の項目につきましても、地域づくり会議の意見を反映させて設定したところです。

地域づくり会議の詳しい部分につきましては、本報告書ですね、75ページのほうに附属資料ということで、検討の経緯や、76ページに地域づくり会議の委員名簿、さらには設置要綱という形でつけさせていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、報告書のほうを、申しわけございません、1枚めくっていただきまして、目次をごらんください。

今回の報告書につきましては、市の概要から、9、まとめまでですね、9つの大きな項目を記載しております。それぞれの大きな項目の中で細かな項目も記載しておりますが、今回は、幾つかの大きな項目ごとに概要を説明させていただきますと思いますので、御了承のほうをよろしく願いいたします。

それでは、めくっていただきまして、2ページをごらんください。

市の概要の部分でございます。2ページから13ページに記載をしております。その中の人口の部分でございますが、本市の合併時の人口は約14万人でございましたが、現在1万人近く減少しており、その減少率は、全国、熊本県の減少率を上回っているという状況でございます。

次に、3ページをごらんください。校区别人口で申しますと、平成17年と27年を比較しまして、20校区中17校区で減少しております。特に、坂本、泉、日奈久等々の減少が顕著となっております、片や、一方ですね、松高、八千把、千丁の3校区につきましては、やや増加しているという状況でございます。

次に、5ページのほうをごらんください。こちら、年齢別人口を記載しておりますが、同じく17年度と27年度を比較した場合、年少人口がマイナスの1.4%、生産年齢人口がマイナスの4.8%と減少しておりますが、一方老年人口、65歳以上がプラス6.1%と増加している状況でございますので、本市における少子高齢化が進展しているという状況がうかがえるものとなっております。

次に、11ページのほうをごらんください。本市の産業につきまして、11ページから13ページに記載をしております。本市の産業につきましては、平成20年9月のリーマンショック後の景気低迷によりまして、総生産額が落ち込みました。とりわけ鉱工業への影響が大きいものでしたが、その後、国の経済対策による効果等で回復してきている状況でございます。

次に、14ページをごらんください。こちらにつきましては、行政体制ということで、14ページから23ページに記載をしております。それぞれ常勤特別職、それと議員の皆様、一般職員の数や給与等を記載しておるページとなっております。

次に、飛びますが、24ページのほうをごらんください。次、24ページのほうが、3、社会資本整備ということで、24ページから3ページにわたって記載をしております。

社会資本の整備につきましては、四角囲みのところ、学校施設の耐震化率が低い状況であったため、平成23年度から平成27年度までの5年間で、学校施設の耐震化を重点的に進めま

した結果、学校施設、建物本体の耐震化率は100%を達成しました、ということで記載をさせていただいております。

続きまして、31ページのほうをごらんください。こちらのほうが財政という項目で、31ページから41ページにわたり記載をしております。

合併時に比べまして、人件費等の歳出削減や、市税徴収率向上による歳入確保等の対策によりまして、基金残高は増加し、市債の残高は減少しております。また、これにより財政の健全度をはかる財政指標は改善している状況であるということに記載しているところでございます。

次に、42ページのほうをごらんください。こちらのほうに国の合併支援措置の活用状況ということで記載をしております。42ページから45ページにわたっております。

四角囲みのところでございますが、国の合併支援措置として設けられました、市町村合併推進体制整備費補助金の活用状況につきまして、平成28年度までに限度の7億5000万円全額の交付を受ける予定でございます。

また元利償還金の70%が普通交付税で措置されます合併特例債の活用につきましては、平成17年度から平成32年度までに274億円を借り入れる予定であり、平成27年度末までに127億円を借り入れております状況のほうに記載をしております。

ここで申しわけありません、ここの資料の訂正のほうをですね、お願いしたいと思います。

ここの下から2段目の行の中の、平成17年度から平成32年度までの274億円を借り入れる予定でありという部分を、申しわけありませんが、削除させていただきたいと思っております。

42ページの四角囲みの上のほうでございます。平成17年度から平成32年度までに274億円を借り入れる予定であり、というところ

まで、申しわけございませんが、「あつて、そげん予定と言いなつたらう」と呼ぶ者あり）はい、これがですね、申しわけありません、これ、実は新市建設計画を見直した時点、平成27年3月時点の予定額でございました。今現在は、合併特例債の借り入れ可能額が約401億円ということで、この前議会のほうで御答弁しておりますので、さらに、これが動く可能性があるということでございますので、数字ほうは、今回掲載を控えさせていただければというところをお願いしたいと思っております。（「削除ですか」と呼ぶ者あり）はい、削除でございます。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

次に、済みません、46ページのほうごらんください。こちらのほう、6、公共料金等について、この46ページから56ページに記載しております。

四角のところでございますが、公共料金等につきましては、全体的に上昇している傾向にあり、市民の負担感が増している状況ということは確認しておるところであります。

続きまして、57ページのほうをごらんください。こちらは住民自治について記載しております。57、58ページに記載をしておるところでございます。

四角囲みの下のほうですが、とりわけ以降に記載してございますとおり、現在の小学校単位を基礎とした地域協議会につきましては、平成26年4月に、市内全域において設置されているということ、さらには、平成29年4月に地域活動の拠点として各校区にコミュニティセンターが設置されたというところを記載しておるところでございます。

続きまして、59ページのほうをごらんください。こちらにつきましては、市民意識調査を実施いたしまして、市民アンケートの結果を記載をしておるところでございます。こちら、5

9ページから69ページにわたりまして記載をしております。

このアンケート調査につきましては、現在作業を進めております、平成30年度からの第2次総合計画の策定に向けた市民アンケートの一部として実施をしたところでございます。

この調査項目につきましても、先ほどの地域づくり会議の、市民の皆様からいただいた意見を反映させているとところでございます。

59ページの調査の実施方法のところ、記載のとおり、平成28年9月に、無作為に抽出いたしました18歳以上の市民3000名にアンケートを配付し、回答数992名、回答率33.1%となっておる状況で、まとめたものでございます。

次、62ページをごらんください。こちらのほうに、市町村合併の全体的な評価ということで、アンケートから導き出したものを記載しておるところでございます。

四角囲みの上のほうからでございますが、市町村合併の全体的な評価について見ると、評価しているという方が5.4%、ある程度評価しているという方が21%、合計で26.4%、約4人に1の方が評価しているということになっております。

一方、不評価につきましても24.0%、評価しない7.8%、余り評価しない16.2%ということで、拮抗している状況でございます。

そのほか、変わらない、何も変わっていないという方が26.6%、またはわからないという方が17.4%という状況になっております。

このように市町村合併につきまして、市民の評価が分かれているというところのはっきりしたところでございます。

続きまして、64ページのほうをごらんください。64ページからは、市町村合併によってよくなったもの、悪くなったものについて、そ

れぞれ上位10項目を記載しております。

よくなったものとしては、窓口サービス、利便性や相談等への対応、さらには、道路や上下水道の整備、逆に、悪くなったものとしては、地域の活気・にぎわい、さらには公共料金の負担などが上位に挙げられているところがございます。

66ページのほうをごらんください。66ページからは、居住地区別のよくなったもの上位3項目を、平均スコアとして記載しております。このスコアでございますが、67ページの上のほうに記載しておりますとおり、とてもよくなった5点とか、少しよくなった4点というものを足し込みまして、回答数で割って出した数字でございます。このスコアが3よりも高ければよくなったと考えられ、3よりも低ければ悪くなったと考え、整理をしたところでございます。

合併前のそれぞれの市町村において、よくなったものはそれぞれ違うものの、悪くなったものにつきましては、ちょっと68ページのほうをごらんいただければと思います。68ページに、赤と青とで表記をしておりますが、青色の濃くなっている部分、つまり真ん中あたりの、左側で申しますと、地域の活気・にぎわいの部分でございます。赤と青の境目、このあたりが、この青の濃くなっている部分がございます。こちらのほうが、いわゆる悪くなった、青の濃くなっていくものが悪くなったものというように表示で記載をしておるところでございます。そこから5つほど下の公共料金の負担の部分につきましても、年齢別、職業別、居住地別でも青くなっておる、つまり悪くなったというふうにお感じになっている方が多いということでございます。さらに、上のほうに産業振興・雇用対策につきましても、横一列青というような部分がございますので、こういうふうな御意見が、悪くなったということにいただいている

というふうと考えております。

次に、70ページのほうをごらんください。70ページからは、まとめといたしまして、70から74ページに、まず、合併の効果、次に、課題の整理、そして、今後の方向性という形で記載をしております。

70ページでございますが、本市の市町村合併につきましては、新市建設計画におきまして、期待される効果として、ここに記載しておりますが、①高齢化社会で多様化する行政ニーズへの対応、②で行財政運営の効率化と基盤強化、③で広域的な観点からのまちづくり、こういう項目について、効果を検証し、今後の課題を捉え、総括することとしてまとめたところでございます。

71ページをごらんください。合併の効果として、1点目の高齢化社会での多様化する行政ニーズへの対応の部分でございますが、効果があったとして整理いたしましたものが、行政サービスの部分、例えば、高齢者福祉サービスであったり、子育て支援への評価、さらには、窓口サービス、さらには専門職員による行政サービス、保健師による保健指導などの部分、そのほか行政からの情報提供の部分については、効果があったというふうにいただいております。捉えておるところでございます。

その下、効果が不十分であったという三角の部分でございますが、公共料金等の負担という点について、効果が不十分ということにいただいております。公共料金等の負担につきましては、合併前より悪くなったと考えられる市民が多くございました。実際に介護保険料や下水道料金等の公共料金等は上昇傾向にあるというところで認識をしておるところでございます。

続きまして、②行財政運営の効率化と基盤強化の面でございますが、行政体制につきましては効果があったということに認識をしておると

ころでございます。体制のスリム化が図られているという点で、効果があったということで捉えております。

続きまして、財政面でございます。こちらのほうも、効果があったということで捉えておるところでございます。合併時に比べまして、行政体制のスリム化等による歳出削減や、市税の徴収率向上による歳入確保等の対策によりまして、基金残高が増加し、市債残高は減少しております。また、財政の健全度をはかる財政指標は改善している状況という点から、そのような判断をさせていただいたところでございます。

次ページ、72ページのほうをごらんください。広域的な観点からのまちづくりという点でございますが、合併支援措置の活用については効果があったということで、各種計画の策定、幹線整備、さらに観光物産施設整備、防災行政無線整備などに有効活用しているというところでございます。

その下、社会資本整備につきましては、ちょっと効果ないという点で三角ということで、不十分ということで整理しております。

ここににつきましては、社会資本整備につきましては、市民意識調査において、よくなったものとして、道路や上下水道の整備が挙げられておりますが、しかしから下のところでございますが、公共施設につきましては、その約7割が築30年以上経過しております。今後、老朽化に伴う更新費用等が、現在の2倍以上に膨らむ見通しということもございますので、将来の財政を圧迫することが懸念されますことから、現状を維持することが困難な状況というふうに判断しておるところでございます。

続きまして、地域の活気・にぎわいの部分でございます。効果が不十分ということで、こちらにつきましては、市民意識調査において、合併後悪くなったものとして最上位の項目となっております。

地域にかかわらず、御意見もいただいております。大きな原因といたしましては、人口減少、さらには若年層の人口流出等でございますが、一番下のところで、人口減少とコミュニティの希薄化が、地域の活気・にぎわいの低下につながっているのではないかと考えておるところでございます。

73ページのほうをごらんください。73ページのほうでは、これまでの合併効果を踏まえまして、課題を整理しております。まず、課題の1点目で、公共料金の負担がふえているということ、さらには、2点目で、公共施設等の更新費用が増加していくということ、3点目で、地域の活気・にぎわいが低下しているということ、この3つを原因とともに記載をしておるところでございます。

74ページ、最後になりますが、74ページのほうをごらんください。今後の方向性としてまとめております。抜粋をして、読ませていただきます。

今回の検証を通しまして、行政サービスの質的向上や行財政運営の効率化等確認することができましたが、市町村合併に関する市民の評価につきましても、一定の評価をいただいた項目もあれば、評価いただけなかった項目もあり、全体的な評価は二分している状況でございます。

課題1の公共料金の負担増につきましては、この課題に対応するため、負担を抑えて、受益を下げるという考えや、受益者以外にも負担を求め、受益を維持するという考えなどがあり、負担と受益のあり方の検討が必要と認識しております。

課題2の公共施設等の更新費用増加につきましても、この課題に対しまして、公共施設の新規整備の抑制、既存施設の見直し、施設の長寿命化、民間活力の活用による管理運営方法、手法の導入などで、施設の維持管理、更新費用の

圧縮をしていかなければならないと考えております。

課題3の地域の活気・にぎわいの低下につきましては、農林水産物の輸出増加や海外クルーズ船寄港に伴うインバウンド需要の取り込みなどによる地域経済の活性化であったり、企業と若者のマッチング等による若者の市内定着率向上などを進めていく必要があると認識をしておるところでございます。

そのような方向性でまとめさせていただいておりますが、最後の部分で、本報告書で取りまとめました課題、今後の方向性につきましては、平成29年度、本年度で、本市の最上位計画であります第2次八代市総合計画において反映させることとしております。また、計画策定、実行に当たっては、合併からのこの10年の歩みをもとに、市民の意見を含め、細やかに反映しながら、将来にわたり市民が合併効果を実感できるよう魅力あるまちづくりに努めてまいりたいというふうにまとめておるところでございます。

以上、簡単ではありますが、報告書の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） 簡単な説明、ありがとうございました。結構長かったですね。説明は終わりました。

何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（亀田英雄君） 以前からですね、いろんな一般質問でもいろいろ投げとった部分についてですね、丁寧に取り組んでいただいたものと評価したいというふうに考えます。

もう合併したんですけんですが、バックができるはずもないですし、この成果を、この次につなげていく作業こそが大事なことであって、そのように取り組んでいただきたいというものなんですけど、69ページ、居住地別ですよ、赤と黒の色分けがくっきり見えとっですたいね、地域別で。赤のところと黒のところ、全然違う

じゃなかですか。厳しい意見が出たなあという気もせんでもなかですが、率直にですよ、担当としてどのような感じを受けられたのかなあというとは、ちょっと聞いてみたい。

○企画政策課長（田中 孝君） おっしゃっており、また、後ほど市民アンケートのほうも、第2次総合計画のほうで、ちょっと御説明させていただきますが、山間部と申しますか、坂本、泉、東陽におかれては、かなりの地域のにぎわいの低下であったり、不便だと感じていらっしゃる御意見をいただいております。そのあたりにつきましても、今後、やっぱり地域別での取り組みというものも必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○委員（亀田英雄君） ありがとうございます。

そのような感じで、一般質問でもいろいろ取り上げてきましたし、このようにして、色分けされると、一目瞭然じゃなかですか、地域課題が、見ていけばですね。やっぱり何と何が足らんとばいなど、足らないうことは、何かきつかばいなていうのがですね、一目瞭然じゃないかと。しっかりまた、検討を重ねられて、なるだけ青が薄くなるように取り組んでいただかないと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。よろしいですか。

○委員（前川祥子君） 本当に、非常によく調べて、私も理解することができました、今の現状としてですね。

大ざっぱな話ではございますけど、課題1、課題2、課題3と、74ページに3つほど、この課題に対して、それから対応も書かれてあります。課題1は別として、課題2と課題3においてはですね、これこそ、まさに市のやるべき、早急にやるべき一番の努力目標というかですね、の部分じゃないかなと。これを克服まではいかなくても、これを上昇気流に乗せていく

ことにおいて、課題1も、市民の負担減という方向にも行くのではないかなあというふうにも感じております。

その中で、基金がふえ、市債が減っているという、この状況がですね、やっぱり八代市の合併においては、いい方向に行っているんじゃないかなあというふうに思うんですよね。この数字だけを見てですけども。だから、これをうまく利用すると、この基金をうまく利用する中で、過疎地あたりとか、人口減においても、それでも、やっぱり市民が幸福度を上げれるような、そういう使い道というものを考えていただきたいなあと思いました。感想で、意見であります。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 非常に時間かけてですね、丁寧に市民の意向を踏まえておつくりになったというのがうかがえました。感心して見させていただきました。

課題の検証に当たっては、データをもとにですね、大きく3つの事柄が、今の御意見あったように挙げていらっしゃると思いますが、市は市で独自の視点で、支所も、職員さんも含めて、いろいろ分析はなさっているところもあるのかなあと思うんですよね。それが、今度の総合計画のほうに反映されるかというふうに思いますので、期待して待ちたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（中村和美君） 立派にまとめてあると思います。だからこそですね、課題が見えてくるちゅうのが、72ページの、私も以前、若者の市内就職率を、八代工業、東高、秀岳館、ああしたところ、全く、3割が残りで、あとの7割ぐらいは、みんな県外っていう状況が、72ページのこの3人に1人は市外へということに

なっておるわけでございます。これが、また一つの、行政としてやるべき課題じゃないかなあというふうに思いますので、合併10年の調査としながらも、八代市のこれからの行政の課題だというふうに、これは部長たちは真摯に受けとめてですね、努力すべきではないかなあ。それには、よか資料じゃないかなあというふうに思いました。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 本当に、皆さん思われておりますとおり、私も、すごくいいまとめをしてあるなあというふうに感じました。一目瞭然ちゅうかですね、こういうまとめ方は、とても褒めていいと思います。

今後ですね、私たちも含めたところの大きな課題として精いっぱい頑張っていきたいと思えます。お世話になりました。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、市町村合併検証報告書について、終了いたします。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（第2次八代市総合計画策定方針と基礎調査結果について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

まず、第2次八代市総合計画策定方針と基礎調査結果についてをお願いいたします。

○企画振興部長（宮村明彦君） 続きまして、第2次八代市総合計画策定方針と基礎調査結果につきまして、お手元の資料に基づきまして、担当課長から説明させていただきます。よろし

くお願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 改めまして、企画政策課の田中でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております、第2次八代市総合計画策定方針について、まず、説明をさせていただきたいと思っております。

第2次八代市総合計画につきましては、現在の総合計画の計画期間が平成29年度末、今年度末で終了しますために、平成28年度に市民によるワークショップ、アンケート等の基礎調査を実施し、平成29年、本年度から策定審議会、策定委員会による審議を経た上で、今年度中に策定をしたいと考えております。

策定に当たりまして、策定方針を定めておりますので、その内容について、説明をいたします。

それでは、資料の策定方針の1ページ目をごらんください。1つ目の計画策定の趣旨と、2つ目の地方自治法改正への対応についてでございますが、平成20年3月に策定しました、現在の八代市総合計画は、平成29年度末をもって、計画期間が終了いたします。

その策定に当たっては、改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して策定されたものでございます。

しかしながら、平成23年度地方自治法改正によりまして、基本構想の策定義務規定が廃止されたため、基本構想の策定及び議決の有無につきましては、市町村の自主的な判断に委ねられることとなりました。

このような状況におきまして、第2次総合計画の策定について検討を行いました結果、総合計画が市の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、また市民、議会、行政が協働してまちづくりを進めるための基本的な指針であるとい

うことから、今後も総合計画の策定が必要であると判断いたしまして、平成30年度からの第2次総合計画を策定するとともに、基本構想につきまして、改正前と同様に議決事項としたところでございます。

3つ目の議会の議決についてでございますが、基本構想の策定、変更、廃止に関する事項を、八代市議会の議決すべき事件を定める条例に追加するよう、本年3月議会に提案し、了承をいただいております。

資料の2ページのほうをごらんください。4つ目の計画の構成と期間についてでございますが、現在の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されておりますが、第2次総合計画につきましては、基本構想と基本計画で構成するよう変更をしております。

また、第2次総合計画では、実施計画を策定しないこととしておりまして、基本計画で分野別に定められた施策のうち、四角囲みのグレーの部分でございますが、市長の政策方針であったり、市民が重要と考える施策を重点戦略取りまとめという形で定めることとしております。

次に、計画の期間でございますが、これまで10年だった基本構想につきましては、平成30年度から平成37年度までの8年間に、同じく5年だった基本計画は、平成30年から平成33年までの4年間といたしております。これは、市長の任期と連動させ、その政策と整合、具現化させるために変更するものでございます。

なお、基本構想につきましては、計画期間の途中で社会情勢等が変わったなど、そのときの状況と乖離している場合に見直しができるものとしておるところでございます。

次に、5つ目の第2次総合計画の策定に当たっての基本的な考え方といたしまして、現在の総合計画における課題を解決するために、記載

しております5つの視点を踏まえ、策定したいと考えております。

まず1点目、市民との協働による計画づくり、2点目、わかりやすい計画づくり、3点目、実効性があり、活用される計画づくり、4点目、八代市総合戦略をふまえた計画づくり、5点目、八代市復旧・復興プランをふまえた計画づくり、以上の視点を持って策定したいと考えております。

次に、6つ目の策定体制でございますが、学識経験者などによります外部委員による総合計画策定審議会や、職員による策定委員会、さらに起案委員会、起案専門部会をこれまでどおり設置し、策定することとしております。

最後に、4ページをごらんください。7つ目の策定スケジュールでございますが、平成29年度に入りまして、策定審議会の委員選定、公募、さらに委嘱を行い、計画案を諮問するとともに、策定委員会、起案委員会を設置し、それぞれ審議いただくことにしております。おおむね上半期に基本構想、下半期に基本計画を審議いただく予定で、平成30年の3月議会におきまして、基本構想の議決、及び基本計画の委員会報告を行う予定としております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次ページの5ページにつきましては、総合計画策定体制図を記載しております。

以上、簡単ではございますが、第2次八代市総合計画策定方針の説明とさせていただきます。

引き続きまして、申しわけございません、平成28年度に実施いたしました、市民によるワークショップ、アンケート等の基礎調査、こちらのほうの説明をさせていただければと思います。

まず、こちらの概要版のほうの最終ページであります、55ページのほうをごらんくださ

い。一番最後のページでございます。

こちら、平成28年度に実施いたしました基礎調査の一覧でございます。市民アンケート、職員アンケート、中学生アンケート、トップヒアリング、市民ワークショップ、団体ヒアリング、経済団体とのワークショップということで、それぞれの調査の目的、内容、参加者数については、こちらのほう、一覧で記載させていただいております。

本日、済みません、時間の都合もございまして、概要を説明をさせていただければと思っております。

まず、市民アンケートのほう、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

こちらのほうでございますが、こちら、市民アンケートのほうを、現在の後期の総合計画、つまり前回の総合計画策定時に実施いたしました市民アンケートの比較という形で載せております。

まず、調査の概要でございます。本年度、先ほどもちょっと触れましたが、28年9月に、八代市在住の18歳以上の市民の皆様に対して、3000票送った上で、992票返ってまいりまして、回答率33.1%という状況になっております。

その下、八代市は住みやすいと感じていますかという、この点でございますが、前回、右側のほうでは、全体で7割弱が住みやすいというふうに回答していただいておりますが、今回は、8割程度、合計で79%ほど、住みやすいというふうな御意見をいただいております。詳細につきましては、また、後ほど見ていただければと思います。

申しわけありません、2ページのほうをお願いいたします。2ページのほうは、今後の居住意向について、記載をしております。右側、前回よりも割合が増加しております。前は6割強の居住意向だったものが、今回、新たに白い

部分で、地域は問わず、今後も八代市に住み続けたいというような項目を設けましたことから、8割弱に、数字が増加しているという状況でございます。

次に、3ページのほうをごらんください。ここからは、八代市のまちづくりにつきまして重要だと思われる取り組みの回答となっております。

四角で囲んでおりますが、今回の調査につきましては、前回の調査と違っている部分がございます。ここに記載しておりますが、大項目、今後出ます(1)の生活環境の整備等のくくりは、前回と同様でございますが、前回よりも選択項目をふやしまして、かつ回答数も2つから3つ以内という形でふやしておる都合です。ね、結果、回答数の違いが、ちょっと出てきておりますので、単純比較はできなくなっております。ということではあるということで、御確認いただければと思っております。

では、まず、1点目の生活環境の整備についてでございますが、今回の調査は、熊本地震発生後のアンケートだったために、前回の選択肢にはなかった、地震、風水害などの防災対策等の防災に関する取り組みが上位の2つの項目として挙がっております。また、前回災害、防犯事業の取り組みにつきましても、今回も重要性が高くなっているというところでございます。ごみの減量化、資源のリサイクルのほうも上位に来ているというところでございます。

次ページのほうをお願いいたします。上のほうから、(2)市民福祉の充実についてでございますが、右側の前回と同様の結果となっております。医療、高齢者、子育て支援に関する施策が、引き続き求められているという状況に受け取れるという状況でございます。

次に、商工観光の推進につきましてでございますが、これにつきましても、前回と同様に、雇用対策や企業誘致に関する項目が上位を占め

ており、今回は、中心市街地の活性化についても、前回よりも高くなってきているというふうに、結果として出ておるところであります。

次に、5ページのほうをごらんください。上のほうから、農林水産業の振興についてでございますが、前回同様、担い手の育成が最も高い割合でございます。前回上位だった、森林、農地、海岸などの自然環境の保全でありました。り、耕作放棄地、遊休農地の活用、6次産業化などが、今回も上位を占めるというような結果となっております。

次に、その下、交通基盤、通信体系の整備につきましては、上位2つの項目は前回と変わらないのですが、公共交通の充実と道路整備の順位が入れかわり、公共交通の充実のほうが高割合というふうに、今回出てきておるところでございます。

次ページのほうをお願いします。6項目め、文化、教育、レクリエーション活動についてでございますが、今回新たに追加いたしました、いじめ、不登校対策、学校、家庭、地域社会との連携が上位2つの項目となって出てきておるところでございます。また、前回に引き続き、教育内容の充実などが上位を占める結果となっております。

次に、その下、行財政についてでございますが、これも前回と同様、職員の意識改革、能力開発と、協働によるまちづくりが上位を占めておりまして、今回新たに追加いたしております。公共施設の効率的な運用、有効活用も上位のほうに、割合的に上がっているというところでございます。

次に、申しわけございません、結果概要のこちらの冊子のほうをお開きください。こちらの16ページのほうをお開きください。

こちらの16ページのほうは、中学生アンケートの結果について説明をしております。中学生アンケートは、前回の総合計画の際はとって

おりませんで、今回初めてとったものでございます。

内容は、市民アンケートの質問項目とほとんど同じ項目に設定し、比較しやすいように配慮したところでございます。

17ページをごらんください。市民アンケートと同様に、住みやすさについて聞いておりますが、市民全体と比較いたしまして、約5%ほど低い割合となっております。

一方、住みにくいという割合につきましては、中学生のほうが低い割合、4.0%という低い割合になっておるところでございます。

その下、今後の居住意向についてですが、市民全体の約半分の割合で、ずっと、今いる地域で住みたいというような結果となっております。今後、市外への進学や就職を考慮しての回答だというふうに推察できるのではないかと考えておるところでございます。

18ページをごらんください。市政や政策に関する満足度、不満度、重要度を聞いております。この項目は、中学生にとって回答しやすいように、市民アンケートとは違う方法でアンケートをしているため、単純に比較できない状況になっておるところでございますが、内容につきましては、また後ほどごらんいただければと思っております。

次に、19ページをごらんください。住んでみたいまちの姿につきまして、市民アンケートと同様に聞いております。市民アンケートとは違う結果となっております。下のほうが市民全体のほうでございますが、中学生アンケートでは、ごみや公害のない清潔、快適なまちであったり、交通事故や犯罪の少ない安全なまちというような項目が上位を占める結果となっております。

隣のページ、20ページでございますが、こちらからは、市民ワークショップの結果について記載しております。

ワークショップにつきましては、最終ページにもちょっと記載しておりましたが、これからのまちづくりの方向性につきまして、やつしろまちづくりカフェと銘打って、3回ほど開催しております。このまちづくりカフェでは、参加者同士が、今後の八代市のまちづくりについて、自由、活発に話し合ってもらえるような雰囲気をつくり、そのようなワークショップの手法を用いたところでございます。

3回開催いたしました、それぞれの回でテーマを設定しております。第1回では、八代市のいいところ、悪いところについて、第2回では、いいところを伸ばす、悪いところを解決する方法について、3回目では、10年後の将来の姿について、参加者の自由な意見をいただいたものを、こちらのほうにまとめております。

意見につきましては、この20ページから、分野ごとに、25ページにわたって記載しております。

また、10年後の八代市ということで、26ページのほうをお開きください。26ページから、10年後の八代市に対する意見につきましても、同じように分野別に御意見を記載しております。

次に、29ページをごらんください。29ページからは、市民ワークショップとは別に開催いたしました、経済関係4団体によるワークショップの結果について記載をしておるところでございます。こちらのほうは、これからの経済活性化を中心としたまちづくりの方向性について、八代経済開発同友会、八代商工会議所、八代市商工会、八代青年会議所の会員の皆様方のお声を伺うために開催したものでございます。

その結果につきましても、29ページから31ページのほうに、分野ごとに整理をして、記載をしておるところでございます。

続きまして、32ページのほうをごらんください。こちらのほうからは、各種団体との意見交

換について記載しておるところでございます。

この意見交換は、第2次総合計画や市長八策などをベースに、5つのテーマを設定しまして、テーマごとに関連団体の方々とヒアリングをして実施しておるところでございます。内容につきましては、また後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、35ページのほうをごらんください。35ページからは、市長へのヒアリングについて記載しております。これは、市長の現在の総合計画の全体評価でありましたり、主要課題等を確認することによって、第2次総合計画の基本構想や基本計画における重点施策等の位置づけを明確にすることを目的に実施したところでございます。

八代市の将来像、八代市の強みと弱み、今後の市政運営の方向性について確認し、その結果を、この35ページ、36ページに記載しておるところでございます。

次、37ページのほうをごらんください。37ページからは、職員アンケートの結果について記載しております。総合計画の認識状況、活用状況、施策の評価、重要度などについて聞いておる内容となっております。

次に、49ページをごらんください。これらの基礎調査の結果を踏まえまして、現在の総合計画における5つの基本目標ごとに、市民の評価であったり、課題を整理したものを、こちら49ページから記載しておるところでございます。基礎調査結果からは、現在の総合計画における5つの基本目標のいずれも市民の意識の中には、その考え方が必要なものとして認識されているということが、項目の整理で見えてきたところでございます。

それぞれ基本目標における課題も、こちらのほうで確認いたしておりますので、今後実施します後期基本計画の検証結果も踏まえまして、第2次総合計画の策定作業に活用していきたい

と考えております。

以上、済みません、基礎調査の結果の概要の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

以上の件について、何か質疑、御意見等ありましたら、お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 第2次八代市総合計画策定方針、第1次と、何かこう変わった点、方針の転換とか、そげん、これが目玉なんですよと、第1次と2次はこんな違うんですよというところが、違う取り組みがあれば教えてください。

それと、中学生ば何かに入れなつたですよ。その意味というば、ちょっとなかったような気のすつとですが、何か思惑のあつての話かなど、その辺について、ちょっとお知らせください。

○企画政策課長（田中 孝君） まず、1点目の総合計画の違いでございますが、内容的には、本年度、今現在策定を、今から進めていくということでございますので、総合計画の中身についての違いというのは、今後はっきり出てくるのかと思っておるところでございます。

ただ、今回こちらにお示しさせていただきましたとおり、方向性といたしまして、わかりやすいとか、実効性があるとか、実際職員でもアンケートにありますとおり、なかなか見たことがないというような御意見もあるものですから、こちらを、まずわかりやすい、使いやすい、活用されるというような、この2ページ、3ページで出しましたような視点を持って、今回はつくってまいりたいと考えておるところでございます。

それと、もう1点、中学生アンケートでございますが、先ほどの概要の55ページのほうにも記載しておりますとおり、若い世代、若者世

代ということなどから声を聞いてみる必要があるんじゃないかということで、こちらは議会からも、以前から若者の声をということを知っておりましたものですから、それを踏まえまして、中学生を対象にアンケートをとらせていただきました。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） というふうに思ってたんですよね、私も。だけんが、なるだけコンサルなどは考えずに、コンサルに出したが効果がある部分については、出されたほうがよかと思えますが、今おっしゃられた実効性があたりですよ、わかりやすいという部分を、今回の特徴として捉えていくのであればですよ、なるだけ職員が手をかけるというふうに動けば、それにつながっていくんじゃないかなというふうに考えますので、その辺は意見として捉えていただければなというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、第2次八代市総合計画策定方針と基礎調査結果についてを終了いたします。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（第3次行財政改革大綱策定について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、第3次行財政改革大綱策定についてをお願いいたします。

○企画振興部長（宮村明彦君） 最後になりますけども、第3次行財政改革大綱策定について、お手元にこちらの資料をお配りしておりますので、それに基づきまして、担当課長から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 済みません、最後でございますが、第3次行財政改革大綱の策定につきまして、着座にて説明させていただ

きたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付しております、第3次行財政改革大綱の策定につきまして、冊子のほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

資料の1ページのほうをごらんください。1点目で、行財政改革大綱策定の趣旨ということで整理しております。行財政改革大綱につきましては、市がよりよい効率的かつ効果的で、持続可能な行政運営を行うために、市政のあり方に対する改革の指針を示したものでございます。

本市では、この大綱を平成18年の11月から2度にわたって策定をし、それに沿った行財政改革のさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。

現在の第2次行財政改革大綱は、平成30年3月で終了いたしますことから、今後も、行財政改革について、新たに方針を策定し、絶え間なく取り組んでいく必要があると考えております。

また、新たな方針を策定するに当たっては、これまで以上に、まちづくりに資する方策としての行財政改革の位置づけの強化を図ることが必要であると考えておりますことから、今回、第3次行財政改革大綱は、将来のまちづくりの根幹となる次期総合計画との一体性を高め、次期総合計画と同じく平成30年4月から始まる期間を計画期間として整備を進めてまいりたいと考えております。

2点目でございます。行財政改革大綱の位置づけ、総合計画と行財政改革大綱との関係でございますが、総合計画は、市政の基本的な方向性を示す指針となるものでございます。一方、行財政改革大綱は、総合計画の推進を下支えするための取り組みでございます。現在の総合計画におきましては、第5部の計画推進の方策の中で、効率的・効果的な行財政の運営、協働に

よるまちづくりの推進を掲げ、市の将来像の実現に向け、絶え間ない取り組みを行っていくものでございます。

(1) のところで、総合計画を下支えする計画ということで、計画期間を8年間、平成30年4月から平成38年の3月までということで考えております。

次に、成果物のイメージということで記載しておりますが、資料の4ページのほう、最終ページにつけております、こらちのほうをごらんください。こちらのほうが、現在の総合計画の後期基本計画の体系図でございます。こちらが一番下のほうに、計画推進の方策というのがございます。市民と行政がともに歩むためにというところがございますが、こちらの効率的・効果的な行政財政の運営、協働によるまちづくりの推進、この部分が、これまで、この総合計画と行革大綱が別々の冊子として、職員の手元にごさいました。よって、今回これも総合計画の中に入れて、見やすい計画、常に職員が見れるようにしていきたいということで、こちらのほうに、成果物のイメージということで記載をさせていただいております。

その下、実施計画の策定でございますが、これにつきましては、これまでも実施計画のほうを策定いたしまして、行財政改革の進捗管理を行っております。今後も同様に進捗管理を行うこととしております。

2ページのほうをごらんください。具体的には、4カ年、または2カ年ごとに重点項目を掲げまして、それについての効果的、計画的に取り組むためのより具体的な改革事項を設定いたします。さらに、何を、いつまで、どのようにするといった事項を定めた上で、その効果につきましては、指標の設定及び財政効果額を算出して、目に見える形で、今後公表を行ってまいりたいと考えております。

次、3点目の策定体制でございますが、こち

らにつきましては、学識経験者などの外部委員によります、八代市行財政改革推進委員会や、職員によります、下の①八代市行財政改革推進本部会議、さらには、②の行財政改革推進本部幹事会、さらに、③の大綱策定専門部会にて検討を行い、策定することとしております。

その下には、策定体制図を記載しております。

また、次ページ、3ページのほうの下のほうをごらんいただきたいんですが、次ページの3ページの下には、それぞれの行財政改革推進委員会及び行財政改革推進本部の詳細につきまして記載をしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

最後に3ページのほうをごらんください。項目の4番目、策定スケジュールでございます。平成29年12月までに、市長を本部長とする行財政改革推進本部で策定作業を行ってまいります。この間、行財政改革推進委員会を4回ほど開催いたしまして、大綱案に関して答申をいただきます。平成30年1月には、パブリックコメントを行い、最終的に、平成30年2月に行財政改革推進本部会議で策定を行い、30年3月定例議会の、こちらの総務委員会のほうへ総合計画とともに報告を行うという予定としております。

詳細につきましては、記載しているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） 第3次行財政改革大綱策定について、お話をいただきました。

何か質疑、御意見等ございますか。

○委員（成松由紀夫君） この第3次行財政改革大綱にしても、先ほどの第2次総合計画の策定方針にしてもですよ、どっちにしろ、行政の継続性で、企画がしっかり旗頭になってですね、やっていきならんばんところですよ。

イメージ的なことも、あんまり今までと、何ら変わらんとですけども、このスケジュールなんかにはのっとっていきなるとは、宮村部長も、こちら、案外専門だろうけれど、決意のほどはどんな感じですか。これからの取り組みに当たっての、企画としてののですよ。

○企画振興部長（宮村明彦君） ありがとうございます。

総合計画並びに行政改革大綱、市民の意見、先ほどアンケート調査もありましたけれども、市民の意見を網羅しながら、反映させながら、しっかりスケジュールどおり策定をしていきたい。皆さん方によくできたと褒めていただけるような計画をつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） あのですね、先ほどから見て、これもそうですけど、ようできととですよ。もう一目瞭然で、あとはもう、どういふふうに進めていくかだけだと思っておりますよ。ということになると、例えば、以前から宮村部長の前の部長さんとかにもお願いしとったですけども、例えば、政調がおんなるでしょう。以前から指摘しとつですよ、課内調整ちゅうか、課と課の間の調整だけじゃなくて、実は、政調が、課内調整をちゃんとした後に、今度は部と部にわたっていかんといかんところがいっぱいあるですね、ごぎゃん、いつもこういふごもつともな表ば見るたびに思うとばつてん。そこば、リーダーシップば企画がとらんばんわけですよね。そこで、やっぱり政調と政調の役割ば数珠つなぎにしていって、そして、もっとよりよいものができるための政調だと思つとつたんですよ。そこは、また、宮村部長には、ぜひそういったところもですね、何か、以前の話によると、余り政調には権限がないから、なかなか進まないようなことを、以前答弁をされたような気がすつとですけども、決裁権

なのか、何なのか、権限がなかなかないというようなことで、だから、そこら辺はですよ、また特別職の方々と相談してですね、政調の皆さんが、次長、部長への登竜門だというぐらいの気概を持って、各部門を行き来してですね、よりよい計画ばつくつて、いいのはつくつていいんだけども、はったりで倒れないような感じで、地に足のついたものを、よりよいものをつくつていただきたいなあと思っておりますけど、そこら辺、政調は来とんなつとですか。その辺どうですか、今後は。そういうことは可能ですか。

○企画振興部政策調整審議員（坂口孝幸君）

政策調整審議員、坂口でございます。

ただいまの御指摘につきましては、作業の中で、今回各部の政調のほうも、起案等に携わつてまいりますので、御指摘のところについては、重々踏まえて対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 坂口政調の力強い言葉聞いて安心しましたが、各政調が連携しなればですね、多分スムーズに行くと思つとですよ。これだけよかもんがあるけれど、しっかり地に足のついた形で、またよりよいものをつくつていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 今回、先ほどからテーマごとに御説明いろいろ、総合計画、それから、第3次行財政改革大綱ということで、時期も合わせられたということ自体、画期的と、私評価したいと思つています。

ちょっと戻るところで恐縮なんですけれども、総合計画の中で、職員アンケートで、いろんな分野についてお尋ねがっておりますけれども、わからないというお答えが結構あったということで、それは御自身の職場、業務に関し

ては、いろいろ詳しくあるというのは当たり前なんでしょうけど、部署が違くと、なかなか市全体の抱える課題も、なかなか見てとれないという事情が、これから見てとれると思うんですけど、行革にしても、こういう計画策定のプロセスの中で、企画さんの部署にかかわらず、委員会の部会の職員にかかわらず、全ての職員が、これに関心を寄せるようなですね、職員に対しての情報発信といいますか、経過についても、いろいろかかわり合う機会を設けていただいて、できた成果物は、一部の職員がつくったのでなくて、やっぱり全体の職員がこれにかかわったという意識ができるように、少し意識していただけたらなあというふうに思います。

私からの意見といいますか、お願いでございます。

○企画政策課長（田中 孝君） ありがとうございます。

策定の段階で、各部署の係長さん、また課長補佐のメンバーが専門部会等に入って御検討いただきますので、その内容につきましては、各課のほうから、またまとめて上げていただくというような、そういう仕組みも今回考えております。そういうことも含めまして、そういうふうに進めてまいりたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、第3次行財政改革大綱策定についてを終了いたします。どうもありがとうございました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

しばらく小会いたします。

（午後4時34分 小会）

（午後4時41分 本会）

○委員長（堀口 晃君） それでは、本会に戻します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後4時42分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年6月22日

総務委員会

委員長